

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令

新旧対照表目次

学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第十一号）【第一条関係】	1
学校職員表彰規程（昭和九年文部省令第十号）【第二条関係】	61
中学校通信教育規程（昭和二十一年文部省令第二十五号）【第三条関係】	63
私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十一号）【第四条関係】	64
学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）【第五条関係】	65
学校保健統計調査規則（昭和二十七年文部省令第五号）【第六条関係】	73
学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）【第七条関係】	75
学校教員統計調査規則（昭和二十八年文部省令第十二号）【第八条関係】	78
教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）【第九条関係】	80
学校教育法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十九年文部省令第二十九号）【第十条関係】	-
大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）【第十一条関係】	-
幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十一号）【第十二条関係】	-
学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）【第十三条関係】	-
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）【第十四条関係】	-
技能教育施設の指定等に関する規則（昭和三十七年文部省令第八号）【第十五条関係】	-
学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（昭和三十七年文部省令第二十八号）【第十六条関係】	-
高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）【第十七条関係】	-
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第一号）【第十八条関係】	-
就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）【第十九条関係】	-

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）【第二十条関係】

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）【第二十一条関係】

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）【第二十二条関係】

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）【第二十三条関係】

大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十二号）【第二十四条関係】

短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）【第二十五条関係】

技術士法施行規則（昭和五十九年總理府令第五号）【第二十六条関係】

単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）【第二十七条関係】

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年文部省令第三号）【第二十八条関係】

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）【第二十九条関係】

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成三年文部省令第四十五号）【第三十条関係】

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）【第三十一条関係】

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十年文部省令第二十八号）【第三十二条関係】

学校教育法等の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づき同法による改正後の学校教育法第五十五条の三の規定を適用しない者を定める省令（平成十一年文部省令第三十八号）【第三十二条関係】

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十二年文部省令第三号）【第三十四条関係】

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）【第三十五条関係】

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年文部科学省令第二十一号）【第三十六条関係】

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令（平成十四年文部科学省令第七号）【第三十七条関係】

小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）【第三十八条関係】

中学校設置基準（平成十五年文部科学省令第十五号）【第三十九条関係】

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）【第四十条関係】

155 153 152 151 150 149 148 147 146 145 144

141 140 139 138 137 136 135 134 133 132 131 130 129 128 127 126 125 124

文部科学省関係構造改革特別区域法第一條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令

(平成十五年文部科学省令第十八号)【第四十二条関係】

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(平成十五年文部科学省令第五十一号)【第四十三条関係】

国立大学法人法施行規則(平成十五年文部科学省令第五十七号)【第四十四条関係】

学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

(平成十六年文部科学省令第七号)【第四十五条関係】

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成十六年文部科学省令第十六号)【第四十六条関係】

高等学校設置基準(平成十六年文部科学省令第二十号)【第四十七条関係】

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成十六年文部科学省令第四十三号)【第四十八条関係】

高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)【第四十九条関係】

文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令

(平成十七年文部科学省令第三十一号)【第五十条関係】

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年文部科学省令第十一号)【第五十一条関係】

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年文部科学省令第三十一号)【第五十二条関係】

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(平成十九年文部科学省令第五号)【第五十三条関係】

.....

大学設置基準等の一部を改正する省令(平成十九年文部科学省令第二十一号)【第五十四条関係】

学校保健法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年文部科学省令第三十二号)【第五十五条関係】

学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年文部科学省令第三十八号)【第五十六条関係】

学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第十一号）【第一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

目次	改 正 案	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>第一節 設置廃止等（第一条 第十九条）</p> <p>第二節 校長、副校長及び教頭の資格（第二十条 第二十二条）</p> <p>第三節 管理（第二十四条 第二十八条）</p> <p>第二章 義務教育（第二十九条 第三十五条）</p> <p>第三章 幼稚園（第三十六条 第三十九条）</p> <p>第四章 小学校</p> <p>第一節 設備編制（第四十条 第四十九条）</p> <p>第二節 教育課程（第五十条 第五十八条）</p> <p>第三節 学年及び授業日（第五十九条 第六十三条）</p> <p>第四節 職員（第六十四条・第六十五条）</p> <p>第五節 学校評価（第六十六条 第六十八条）</p> <p>第五章 中学校（第六十九条 第七十九条）</p> <p>第六章 高等学校</p> <p>第一節 設備、編制、学科及び教育課程（第八十条 第八十九条）</p> <p>第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第九十条 第百条）</p>	(新設)	

第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他（第五一条 第五四条）

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校（第一百五条 第百十二三条）

第一節 併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程及び入学（第一百四条 第百十七条）

第八章 特別支援教育（第一百十八条 第百四十一条）

第九章 大学

第一節 設備、編制、学部及び学科（第一百四十二条・第一百四十三条）

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第一百四十四条）

第一百六十三条）

第三節 履修証明書が交付される特別の課程（第一百六十四条）

第四節 認証評価その他（第一百六十五条 第百七十九条）

第十章 高等専門学校（第一百七十四条 第百七十九条）

第十一章 専修学校（第一百八十条 第百八十九条）

第十二章 雜則（第一百九十条・第一百九十二条）

附則

第一章 総則

第一節 設置廃止等

第一条（略）

第一章 総則

第一節 設置廃止等

第一条（略）

第一条 (略)

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 (略)

(略)

第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第七十一条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

第五条 (略)

第六条 (略)

第一条 (略)

(略)

第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第七十一条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

第四条の二 (略)

第五条 (略)

第七条 分校（私立学校の分校を含む。第十五条において同じ。）の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

一～六 (略)

第六条 分校（私立学校の分校を含む。第七条の七において同じ。）の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

一～六 (略)

第八条 (略)

第六条の二 (略)

第九条（略）

第十条（略）

第七条の二（略）

第七条の二（略）

第十一条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科、特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第七条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第十一条 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育の開設についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第七条各号の事項を記載した書類、通信教育に関する規程及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

特別支援学校の高等部又は大学における通信教育に関する規程の変更についての届出は、届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えなければならない。

第七条の四 大学又は特別支援学校の高等部における通信教育の開設についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第六条各号の事項を記載した書類、通信教育に関する規程及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

大学又は特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程の変更についての届出は、届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えなければならない。

特別支援学校の高等部又は大学における通信教育の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事

大学又は特別支援学校の高等部における通信教育の廃止についての認可の申請又は届出は、それ認め可申請書又は届出書に、廃止の事

由及び時期並びに生徒又は学生の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第十三条 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置についての認可の申請は、認可申請書に、第七条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第十四条 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に關係する地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十九号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の第三条第一号から第五号まで（小学校又は中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となるとする者が市町村であるときは、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となるとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該は、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

第十五条 学校若しくは分校の廃止、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、

由及び時期並びに学生又は生徒の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第七条の五 特別支援学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置についての認可の申請は、認可申請書に、第六条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第七条の六 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に關係する地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十九号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を含む。以下この条において同じ。）又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の第三条第一号から第五号まで（小学校又は中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となるとする者が市町村であるときは、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となるとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該は、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となるとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

第七条の七 学校若しくは分校の廃止、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、

専攻科若しくは別科の廃止、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の廃止、短期大学の学科の廃止又は高等専門学校の学科の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第十六条（略）

第十七条（略）

第十八条（略）

第十九条（略）

第一節 校長、副校長及び教頭の資格

第二十条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長については、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと

、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の廃止、短期大学の学科の廃止、高等専門学校の学科の廃止又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部、幼稚部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童等」という。）の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第七条の八（略）

第七条の八の二（略）

第七条の八の三（略）

第七条の九（略）

第一節 校長及び教頭の資格

第二十一条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長については、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと

イ 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長の職

口 学校教育法第一条に規定する学校の教授、准教授、助教、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職

ハ （略）

二 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

ホ～ヌ （略）

一 （略）

第十一條 （略）

第十一條 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第二十条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。

イ 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の校長の職

口 学校教育法第一条に規定する学校の教授、准教授、助教、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第八十二条の二に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職

ハ （略）

二 学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

ホ～ヌ （略）

一 （略）

第九條 （略）

第九條 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第八条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。

第十一十二条 前二条の規定は、副校長及び教頭の資格について準用する。

第十一条 前三条の規定は、教頭の資格について準用する。

(削除)

第十一條 削除

第三節 管理

(削除)

第十一條及び第十一條の二 削除

第十一十四条 (略)

第十一條の三 (略)

第十一十五条 (略)

第十一條の四 (略)

第十一十六条 (略)

第十三條 (略)

懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては
、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行つ。

前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規

定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併
設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢
児童の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第五十一条の十
の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下
「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する

児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に對
して行つことができる。

一～四 (略)

(略)

一～四 (略)

(略)

第二十七條（略）

第十四条（略）

第二十八条（略）

第十五条（略）

前項の表簿（第二十四条第一項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

（略）

第二章 義務教育

第二十九条（略）

第三十条（略）

第二十条 学校教育法施行令第一条第一項の学齢簿に記載（同条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一四（略）

第二十九条（略）

第三十条 学校教育法施行令第一条第一項の学齢簿に記載（同条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一四（略）

五 就学義務の猶予又は免除に関する事項 学校教育法第十八条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者について、猶予の年月日、事由及び期間又は免除の年月日及び事由並びに猶予又は免除された者のうち復学した者については、その年月日

五 就学義務の猶予又は免除に関する事項 学校教育法第二十三条（同法第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者について、猶予の年月日、事由及び期間又は免除の年月日及び事由並びに猶予又は免除された者のうち復学した者については、その年月日

六 (略)

2 (略)

第三十一条 (略)

第三十二条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第一項(同令第六条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校(次項において「就学校」といつ。)を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手続きに関し必要な事項を定め、公表するものとする。

2 (略)

第三十三条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

(削除)

第三十四条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第十八条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証

六 (略)

2 (略)

第三十一条 (略)

第三十二条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第一項(同令第六条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校(次項において「就学校」といつ。)を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手続きに関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。

2 (略)

第三十三条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第八条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。

第三十四条から第四十一条まで 削除

第三十四条 学齢児童で、学校教育法第二十三条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る

するに足る書類を添えなければならない。

書類を添えなければならない。

第三十五条 学校教育法第十八条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することがある。

第二章 幼稚園

第三十六条 (略)

第三十七条 (略)

第三十八条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

(削除)

第七十六条の二 削除

第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条及び第五十九条から第六十八条までの規定は、幼稚園に準用する。

第七十七条 第二十二条の二、第二十三条の三、第二十六条、第四十四条及び第四十六条から第五十条の二までの規定は、幼稚園に、これを準用する。

第四十三条 学校教育法第二十三条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子女を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。

第七章 幼稚園

第七十四条 (略)

第七十五条 (略)

第七十六条 幼稚園の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

第七十六条の二 削除

第四章 小学校

第一節 設備編制

第四十条（略）

卷之三

第四十二条（略）

(削除)

第四十二条（略）

第四十九条 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。

第十一條の三 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任又は学年主任を置かぬ。

二十一

前項の規定にかかるらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教

かなことがでれる。

3| 教務主任及び学年主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充て

る。

第二章 小学校

第一節 設備編制

第十六条（略）

卷之三

~~第十九条から第二十二条まで~~

第一二二条の二

第一十一條の三

第一十一條の三

第四十五条	小学校においては、保健主事を置くものとする。	4	4	4	4
	2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。	5	(略)	(略)	(略)
	3 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもつて、これに充てる。				
	4 保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。				
第四十六条	(略)	一	一	一	一
2 (略)	保健主事は、教諭又は養護教諭をもつて、これに充てる。				
3 (略)					
第四十七条	(略)	二	二	二	二
	第一十一条の五 (略)	保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる。			
	第一十二条 (略)				
	第一十三条 削除				
第四十八条	(略)				

第四十九条（略）

第一節 教育課程

第五十条（略）

第五十一条（略）

第五十二条（略）

第五十三条（略）

第五十四条（略）

第五十五条 小学校の教育課程に關し、その改善に資する研究を行つた
め特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると
文部科学大臣が認める場合には、文部科学大臣が別に定めると
ころにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によ
らないことができる。

第十一十三条の二（略）

第一節 教科

第十四条（略）

第十四条の二（略）

第十五条（略）

第十五条の二（略）

第十六条（略）

第十七条（略）

第十八条の二 小学校に於いて、学校生活への適応が困難であるため相
当の期間小学校を欠席していると認められる児童を対象として、その実
態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると
文部科学大臣が認める場合には、文部科学大臣が別に定めると
ころにより、第十四条第一項、第十四条の二又は第十五条の規定によ
らないことができる。

第五十六条 小学校に於いて、学校生活への適応が困難であるため相
当の期間小学校を欠席していると認められる児童を対象として、その実
態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると
文部科学大臣が認める場合には、文部科学大臣が別に定めると
ころにより、第十四条第一項、第十四条の二又は第十五条の規定によ
らないことができる。

第十九条の二 小学校に於いて、学校生活への適応が困難であるため相
当の期間小学校を欠席していると認められる児童を対象として、その実
態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると
文部科学大臣が認める場合には、文部科学大臣が別に定めると
ころにより、第十四条第一項、第十四条の二又は第十五条の規定によ
らないことができる。

このように、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によることとがである。

このように、第十四条第一項、第十四条の二又は第十五条の規定によることとがである。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

第十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

第五十八条 (略)

(削除)

第二節 学年及び授業日

第五十九条 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第四十四条 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第四十五条 削除

(削除)

第六十条 授業開始の時刻は、校長が定める。

第四十六条 授業終始の時刻は、校長がこれを定める。

第六十一条 (略)

(略)

第六十二条 (略)

(略)

第六十二条 (略)

第四節 職員

第六十四条 (略)

第五節 職員

第四十八条の二 (略)

第六十五条 (略)

第四十九条 (略)

第五節 学校評価

第六十六条 (略)

第五十条 (略)

第六十七条 (略)

第五十条の二 (略)

第六十八条 小学校は、**第六十六条第一項**の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第五章 中学校

第五節 学校評価

第六十九条 (略)

第五十条の三 小学校は、**第五十条第一項**の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第三章 中学校

第五十一条 (略)

(削除)

第五十二条 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。ただし

第七十条 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。

第五十二条の二 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。ただし

、特別の事情のあるときは、これを置かなければいかない。

(新設)

2| 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かなければできる。

3| 生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4| (略)

第七十一条 中学校には、進路指導主事を置くものとする。

2| 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置ぐときは、進路指導主事を置かないことができる。

3| 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

一 進路指導主事は、教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第五十二条の三 (略)

(新設)

第七十二条 (略)

2| (略)

第五十三条 (略)

(略)

3| 選択教科は、国語等の各教科及び第七十四条に規定する中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他事情を考慮して設けるものとする。

一 選択教科は、国語等の各教科及び第五十四条の二に規定する中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他事情を考慮して設けるものとする。

第七十三条 中学校（併設型中学校及び第七十五条第一項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第七十四条（略）

第七十五条（略）

2 前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「連携型中学校」という。）は、第八十七条第一項の規定により教育課程を編成する高等学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第七十六条 連携型中学校の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第七十七条（略）

第五十四条の二（略）

第五十四条の三（略）

1 前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「連携型中学校」といふ。）は、第五十七条の五第一項の規定により教育課程を編成する高等学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第五十四条の四 連携型中学校の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の二に定める授業時数を標準とする。

第五十四条の五（略）

第七十八条 校長は、中学校卒業後、高等学校、高等専門学校その他の学校に進学しようとする生徒のある場合には、調査書その他必要な書類をその生徒の進学しようとする学校の校長に送付しなければならな

第五十四条の六 校長は、中学校卒業後、高等学校、高等専門学校その他の学校に進学しようとする生徒のある場合には、調査書その他必要な書類をその生徒の進学しようとする学校の校長あて送付しなれば

第五十四条 中学校（併設型中学校及び第五十四条の三第一項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

い。ただし、第九十条第三項（第一百三十五条第五項において準用する場合を含む。）及び同条第四項の規定に基づき、調査書を入学者の選抜のための資料としない場合は、調査書の送付を要しない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第一項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十一条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条及び第五十六条中「第五十条第一項」、「第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十二条」、「第七十三条（併設型中学校にあつては第七十六条）又は第七十四条」と読み替えるものとする。

第五十五条 第十七条、第十八条、第二十一条の「から第二十一條の六まで、第二十二條の二」、「第二十二條の二」、「第二十二条の二」、「第二十二条の二」及び第二十二条の三までの規定は、中学校に「これ」を準用する。この場合において、第十八条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第二十六条から第二十八条まで、第四十一条から第四十四条まで及び第四十五条から第五十条の三までの規定は、中学校に「これ」を準用する。この場合において、第十八条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第二十六条の二及び第二十六条の三中「第二十四条第一項」、「第二十四条の二」又は第二十五条」とあるのは「第五十三条」、「第五十四条（併設型中学校にあつては第六十五条の十四において準用する第六十五条の四、連携型中学校にあつては第五十四条の四）又は第五十四条の二」と読み替えるものとする。

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程
第八十条（略）

第四章 高等学校
第一節 設備、編制、学科及び教科
第五十六条（略）

第八十一条 一以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科」とに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。

第五十六条の二 一以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科」とに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。ただし、特別の事情

ならない。ただし、第五十九条第三項（第七十三条の十六第五項において準用する場合を含む。）及び同条第四項の規定に基づき、調査書を入学者の選抜のための資料としない場合は、調査書の送付を要しない。

のあるときは、学科主任又は農場長を置かないことができる。

2) 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学科主任を、第五項に規定する農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは農場長を、それぞれ置かなければいいことができる。

3) 学科主任及び農場長は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

。学科主任及び農場長は、教諭をもつて、これに充てる。

4) (略)
5) (略)

第八十二条 (略)

第五十六条の三 (略)

第五十七条 (略)

第八十四条 (略)

第五十七条の二 (略)

第八十五条 高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。

第八十六条 高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、

第五十七条の二 高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行なうため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。

第五十七条の四 高等学校において、学校生活への適応が困難であるた

相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定によらないことができる。

第八十七条 高等学校（学校教育法第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型高等学校」という。）を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2) (略)

第八十八条 (略)

第八十九条 (略)

第一節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下本条中「学力検査

め、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第四十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十七条又は第五十七条の二の規定によらないことができる。

第五十七条の五 高等学校（学校教育法第五十一条の十の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型高等学校」という。）を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

1) (略)

第五十七条の六 (略)

第五十八条 (略)

第一節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第五十九条 高等学校の入学は、第五十四条の六の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下本条中「学

「」という。)の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

2| 学力調査は、特別の事情のあるときは行わない」とができる。

3| 調査書は、特別の事情のあるときは入学者の選抜のための資料としないことができる。

4| 連携型高等学校における入学者の選抜は、第七十五条第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行なうことができる。

5| 公立の高等学校に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。

第九十一条 (略)

第九十二条 (略)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第一百四条第一項において準用する第五十九条又は第一百四条第一項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

「」と「」の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が「」れを許可する。

— 学力検査は、特別の事情のあるときは「」を行わない」とができる。

— 調査書は、特別の事情のあるときは「」を入学者の選抜のための資料としないことができる。

— 連携型高等学校における入学者の選抜は、第五十四条の三第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行なうことができる。

— 公立の高等学校に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が「」を行う。

第六十条 (略)

第六十一条 (略)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第六十五条第一項において準用する第四十四条又は第六十五条第一項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認める」とができる。

第九十四条（略）

第九十五条 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に關し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の名号の「」に該當する者とする。

一～五（略）

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校學習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に關し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第九十七条（略）

第九十八条（略）

第六十三条の二（略）

第六十三条の三（略）

第六十三条の四（略）

第六十三条の五 第六十三条の三の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき加えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

第九十九条 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき加えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

第六十三条（略）

第六十三条の規定により、高等学校入学に關し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の名号の「」に該當する者とする。

一～五（略）

第六十三条の規定により、高等学校入学に關し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の名号の「」に該當する者とする。

第一百条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一（略）

二 高等学校の別科における学修で第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他

第一百一条（略）

2 第八十一条（施設、設備及び編制に係るものに限る。）並びに第一百四

条において準用する第五十九条及び第六十一条から第六十三条までの規定は、通信制の課程に適用しない。

第一百二条（略）

第一百三十二条 高等学校においては、第一百四条第一項において準用する第五

十七条（各学年の課程の修了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

2 前項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程

第六十三条の六 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めることにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一（略）

二 高等学校の別科における学修で第五十七条の「」の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他

第六十四条（略）

2 第五十六条（施設、設備及び編制に係るものに限る。）並びに第六

十五条で準用する第四十四条、第四十七条から第四十八条までの規定は、通信制の課程に適用しない。

第六十四条の二（略）

第六十四条の三 高等学校においては、第六十五条第一項で準用する第

二十七条规定（各学年の課程の修了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

2 （略）

(昭和六十三年文部省令第六号)の定めるところによる。

第一百四条 第四十三条から第四十九条まで(第四十六条を除く。)、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで(第六十九条を除く。)の規定は、高等学校に準用する。

前項の規定において準用する第五十九条の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月三十日に終わるものとすることができる。

校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第一項において準用する第五十九条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学(第九十一条に規定する入学を除く。)を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第四章の二 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校

第一百五条 中等教育学校の設置基準は、この章に定めるもののほか、別に定める。

第一百六条 (略)

第六十五条 第二十一一条の一から第二十一一条の四まで、第二十一一条の六、第二十三条の一、第二十三条の二、第二十六条から第二十八条まで(第二十六条の一及び第二十六条の三を除く。)、第四十四条、第四十六条から第五十条の二まで、第五十一一条の一及び第五十一一条の三の規定は、高等学校に、これを準用する。

前項の規定において準用する第四十四条の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月三十日に終わるものとすることができる。

校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第一項において準用する第四十四条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学(第六十条に規定する入学を除く。)を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

第六十五条の二 中等教育学校の設置基準は、この章に定めるもののほか、別にこれを定める。

第六十五条の二 (略)

第一百七条 次条第一項において準用する第七十一條に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第一百八条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条第一項、第五十五条、第五十六条及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五条及び第五十六条中「第五十条第一項、第五十一條又は第五十一條」とあるのは、「第一百七条又は第一百八条第一項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三条、第八十五条及び第八十六条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第八十五条中「前二条」とあり、及び第八十六条中「第八十三条又は第八十四条」とあるのは、「第一百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第六十五条の四 次条第一項において準用する第五十三条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第三の二に定める授業時数を標準とする。

第六十五条の五 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第十四条第二項、第二十六条の二、第二十六条の三及び第五十三条の規定並びに第五十四条の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第二十六条の二及び第二十六条の三中「第二十四条第一項、第二十四条の二又は第二十五条」とあるのは、「第六十五条の四又は第六十五条の五第一項において準用する第五十二条若しくは第五十四条の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

中等教育学校の後期課程の教育課程については、第五十七条、第五十七条の三及び第五十七条の四の規定並びに第五十七条の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十七条の三中「前二条」とあり、及び第五十七条の四中「第五十七条又は第五十七条の二」とあるのは、「第六十五条の五第二項において準用する第五十七条又は第五十七条の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第四十九条（略）

第六十五条の六（略）

第一百十条 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。

2) (略)

第一百十一条（略）

第六十五条の八（略）

第一百十一条 次条第三項において準用する第一百二条第一項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程の規定を準用する。

第六十五条の九 次条第二項において準用する第六十四条の三第一項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程の規定を準用する。

第一百二十三条 第四十三条规定から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）、第八十二条、第九十一条及び第九十四条の規定は、中等教育学校に準用する。

第六十五条の十 第二十一条の二から第二十一条の四まで、第二十一条の六、第二十二条の二、第二十三条の二、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第四十四条、第四十六条から第五十条の三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十六条の三、第六十条及び第六十二条の規定は、中等教育学校に「これを準用する。

2) 第七十八条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。

一 第五十四条の六の規定は、中等教育学校の前期課程に「これを準用する。

3) 第八十二条、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第一百条まで、第一百一条第二項、第一百一条、第一百二条第一項及び第一百

一 第五六条の二、第五十八条、第六十二条、第六十二条の二、第六十三条の二から第六十二条の六まで、第六十四条第二項、第六十四条

四条第一項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条中「第八十五条又は第八十六条」とあるのは「第一百八条第二項において読み替えて準用する第八十五条又は第八十六条」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第一百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

の「第六十四条の三」第一項及び第六十五条第一項の規定は、中等教育学校の後期課程に「これを準用する。この場合において、第六十三条の二中「第五十七条の三又は第五十七条の四」とあるのは「第六十五条の五第一項において読み替えて準用する第五十七条の三又は第五十七条の四」と、「第五十七条又は第五十七条の二」とあるのは「第六十五条の五第一項において準用する第五十七条又は第五十七条の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第一節 併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程及び入学
第一百四条 併設型中学校の教育課程については、第五章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

2 併設型高等学校の教育課程については、第六章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第一節 併設型中学校及び併設型高等学校の教科及び入学
第六十五条の十一 併設型中学校の教育課程については、第三章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

— 併設型高等学校の教育課程については、第四章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第一百十五条（略）

第六十五条の十一（略）

第一百六条 第九十条第一項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜は行わないものとする。

第六十五条の十三 第五十九条第一項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜は行わないものとする。

第一百十七条 第百七条及び第一百十条の規定は、併設型中学校に準用する。

第六十五条の十四 第六十五条の四及び第六十五条の七の規定は、併設型中学校に、これを準用する。

第八章 特別支援教育

第一百十八条 特別支援学校の設置基準及び特別支援学級の設備編制は、この章に規定するもののほか、別に定める。

第一百十九条 特別支援学校においては、学校教育法第七十一条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものを学則その他の設置者の定める規則（次項において「学則等」という。）で定めるとともに、これについて保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

2 (略)

第一百二十条 特別支援学校の幼稚部において、主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下「教諭等」という。）一人の保育する児童数は、八人以下を標準とする。

第七十三条の二の二 特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定のある場合を除き、視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十人以下を、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十五人以下を標準とし、高等部的同时に授業を受ける一学級の生徒数は、十五人以下を標準とする。

2 特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、

2 特別支援学校の幼稚部において、教諭一人の保育する児童数は、八

法令に特別の定めのある場合を除き、視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十人以下を、知的

障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）

である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十五人以下を標準とし、高等部の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、十五人以下を標準とする。

第一百二十一條（略）

2| 特別支援学校の幼稚部における保育は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の別ごとに行うものとする。

3| 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。
(削除)

第七十三條の一の三（略）

（新設）

2| 特別支援学校の幼稚部における保育は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の別ごとに行うものとする。

第七十三条の一の四 特別支援学校の小学部においては、校長のほか、月数八人につき教諭等を一人置くことを基準とする。

2| 特別支援学校の小学部においては、校長のほか、一学級当たり教諭等を一人以上置かなければならない。

3| 特別支援学校の中学部においては、一学級当たり教諭等を二人置く

人以下を標準とする。

「」とを基準とする。

4|
 (略)

(削除)

5| 前四項の場合において、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、校長、副校长若しくは教頭が教諭等を兼ね、又は助教諭若しくは講師をもつて教諭等に代えることができる。

第一百一十二條 (略)

第一百一十四条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寮務主任及び舍監を置かなければならない。

2| 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する寮務主任の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くとともに、他特別の事情のあるときは寮務主任を、第五項に規定する舍監の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときは舍監を、それぞれ置かないことができる。

3| 寮務主任及び舍監は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4|
 (略)

(略)

五百一十五條 特別支援学校には、各部に主事を置くことができる。
2| 主事は、その部に属する教諭等をもつて、これに充てる。校長の監督

とを基準とする。

3|
 (略)

4| 特別支援学校の幼稚部においては、同時に保育される児童数八人につき教諭一人を置くことを基準とする。

5| 前四項の場合において、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、校長若しくは教頭が教諭を兼ね、又は助教諭若しくは講師をもつて教諭に代えることができる。

第七十三條の三 (略)

第七十三条の四 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寮務主任及び舍監を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

(新設)

— 寮務主任及び舍監は、教諭をもつて、これに充てる。

— (略)

(略)

第七十三條の五 特別支援学校には、各部に主事を置くことができる。
— 主事は、その部に属する教諭をもつて、これに充てる。校長の監督

督を受け、部に関する校務をつかさどる。

を受け、部に関する校務を掌る。

(削除)

第一百一十六条 (略)

第一百一十七条 (略)

2| (略)

3| 選択教科は、国語等の各教科（知的障害者である生徒を教育する場合は外国語とする。）及び第一百一十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これら

のうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。

第七十三条の六 削除

第七十三条の八 (略)

第七十三条の九 (略)

1| (略)

1| 選択教科は、国語等の各教科（知的障害者である生徒を教育する場合は外国語とする。）及び第七十三条の十に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。

第一百一十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目（知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業及び流通・サービスの各教科並びに第一百一十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科とする。）、特別活動（知的障害者である生徒を教育する場合は、道徳及び特別活動とする。）、自立活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

第七十三条の九 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第四に定める各教科に属する科目（知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業及び流通・サービスの各教科並びに第七十三条の十に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科とする。）、特別活動（知的障害者である生徒を教育する場合は、道徳及び特別活動とする。）、自立活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

第一百二十九条（略）

第一百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第一百一十六条から第一百一十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

（略）

第一百三十一 条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第一百一十六条から第一百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

（略）

第一百三十二条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に關し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一百一十六条から第一百二十九条までの規定によらないことができる。

。

第七十三条の十一（略）

第七十三条の十一 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第七十三条の七から第七十三条の九までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第四に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

（略）

第七十三条の十二 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第七十三条の七から第七十三条の十までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

（略）

第七十三条の十三 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に關し、その改善に資する研究を行なうため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第七十三条の七から第七十三条の十までの規定によらないことができる。

第一百二十二条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たつては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、前条の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第一百一十八条及び第一百一十九条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第一百二十四条 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事項は、別に定める。

第一百三十五条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで及び第八十一条の規定は、特別支援学校に準用する。

第五十七条、第五十八条、第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

第二十五条、第五十条第一項及び第五十二条の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。

第一百三十五条、第五十条第一項、第七十条、第七十一条及び第七十八条の規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

第七十条、第七十一条、第八十一条、第九十条第一項から第二項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、

第七十三条の十四 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たつては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより、これを行うものとする。ただし、前条の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第七十三条の九及び第七十三条の十の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、これを行うものとする。

第七十三条の十五 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事項は、別にこれを定める。

第七十三条の十六 第二十一一条の一から第二十一一条の四まで、第二十一一条の六、第二十三条の一、第二十三条の二、第二十六条、第四十四条及び第五十六条の三の規定は、特別支援学校に、これを準用する。

第二十七条、第二十八条、第四十八条の二及び第五十八条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に、これを準用する。

第二十四条第一項、第二十五条の一及び第四十二条の規定は、特別支援学校の小学部に、これを準用する。

第二十四条第一項、第二十五条の一及び第四十二条の規定は、特別支援学校の中学部に、これを準用する。

第五十二条の二、第五十二条の三、第五十六条の二、第五十九条第三項から第三項まで、第六十条から第六十三条まで、第六十三条の三及び第五十四条の六の規定は、特別支援学校の中学部に、これを準用する。

第五十二条の二、第五十二条の三、第五十六条の二、第五十九条第三項から第三項まで、第六十条から第六十三条まで、第六十三条の三

第九十八条から第一百条まで並びに第一百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは、「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは、「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

第一百三十六条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、十五人以下を標準とする。

第一百三十七条 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第八十一条第二項各号に掲げる区分に従つて置くものとする。

第一百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第一項及び第二項、第六十三条の四から第六十三条の六まで並びに第六十五条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に、「これを準用する」。この場合において、第六十三条の三第一項及び第二項中「他の高等學校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは、「他の特別支援学校的高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは、「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

第七十三条の十七 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、十五人以下を標準とする。

第七十三条の十八 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第七十五条第二項各号に掲げる区分に従つて置くものとする。

第七十三条の十九 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第二十四条第一項、第二十四条の二及び第二十五条の規定並びに第五十三条から第五十四条の二までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第一百四十九条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいづれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一～八（略）

第一百四十一条（略）

第九章 大学

第一節 設備、編制、学部及び学科

第一百四十二条（略）

第一百四十三条（略）

第一節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第一百四十四条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。

第一百四十五条（略）

第七十三条の二十一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいづれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二十四条第一項、第二十四条の二及び第二十五条の規定並びに第五十三条から第五十四条の二までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一～八（略）

第七十三条の二十二（略）

第五章 大学

第一節 設備、編制、学部及び学科

第六十六条（略）

第六十六条の二（略）

第一節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第六十七条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

第四十六条 学校教育法第八十九条に規定する修業年限の通算是、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条又は短期大学設置基準第十七条に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第九十条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

第四十七条 学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。

二 (略)

三 学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。

四 学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。

第六十八条の二 学校教育法第五十五条の二に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条又は短期大学設置基準第十七条に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（学校教育法第五十六条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

第六十八条の三 学校教育法第五十五条の三に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第五十五条の三に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。

二 (略)

三 学校教育法第五十五条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。

四 学生が、学校教育法第五十五条の三に規定する卒業を希望していること。

じ。

第一百四十八条 学校教育法第八十七条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部に在学する学生にあつては、同法第八十九条の規定により在学すべき期間は、四年とする。

第一百四十九条 学校教育法第八十九条の規定により、一の大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）に三年以上在学したものに準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者であつて、在学期間が通算して三年以上となつたものと定める。

一 第百四十七条第一号及び第二号の要件を満たす一の大学から他の当該各号の要件を満たす大学へ転学した者

二 第百四十七条第一号及び第二号の要件を満たす大学を退学した者であつて、当該大学における在学期間以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

三 第百四十七条第一号及び第二号の要件を満たす大学を卒業した者であつて、当該大学における修業年限以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

第一百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ること。

第六十八条の四 学校教育法第五十五条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部に在学する学生にあつては、学校教育法第五十五条の二の規定により在学すべき期間は、四年とする。

第六十八条の五 学校教育法第五十五条の三の規定により、一の大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）に三年以上在学したものに準ずる者を、次の各号の「に」該当する者であつて、在学期間が通算して三年以上となつたものと定める。

一 第六十八条の三第一号及び第二号の要件を満たす一の大学から他の当該各号の要件を満たす大学へ転学した者

二 第六十八条の三第一号及び第二号の要件を満たす大学を退学した者であつて、当該大学における在学期間以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

三 第六十八条の三第一号及び第二号の要件を満たす大学を卒業した者であつて、当該大学における修業年限以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

第六十九条 学校教育法第五十六条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の「に」該当する者とする。

一〇五（略）

六 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

七（略）

第一百五十一條 学校教育法第九十条第一項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たつては、入学しようととする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第一百五十二条 学校教育法第九十条第一項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

一〇五（略）

六 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

七（略）

第六十九条の二 学校教育法第五十六条第一項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たつては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第六十九条の三 学校教育法第五十六条第一項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第六十九条の三第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第六十九条の四 学校教育法第五十六条第一項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

第一百五十四条 学校教育法第九十条第一項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準する者を、次の各号のいずれかに該当する者と定める。

一 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学

第六十九条の五 学校教育法第五十六条第一項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準する者を、次の各号の「に該当する者と定める。

一 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等

校に二年以上在学した者

二・三（略）

四 第百五十条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者

五・六（略）

第一百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第一百一一条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

一 学校教育法第一百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者

二・六（略）

七 学校教育法第一百一一条第一項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

八（略）

学校教育法第九十一条第一項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

部に二年以上在学した者

二・三（略）

四 第六十九条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者

五・六（略）

第五十七条 学校教育法第五十七条第二項又は第六十七条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

一 学校教育法第六十八条の二第四項の規定により学士の学位を授与された者

二・六（略）

七 学校教育法第六十七条第一項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

八（略）

学校教育法第五十七条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一（略）

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）

三～六（略）

第一百五十六条 学校教育法第二百二十二条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第二百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第二百四条第一項の規定に基づき学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者

一～五（略）

第一百五十七条 学校教育法第二百二十二条第一項の規定により学生を入学させる大学は、同項に規定する大学の定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

一（略）

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）

三～六（略）

第七十条の二 学校教育法第六十七条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第六十八条の二第一項の規定に基づき学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者

一～五（略）

第七十条の三 学校教育法第六十七条第一項の規定により学生を入学させる大学は、同項に規定する大学の定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

る大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第一百五十九条 学校教育法第二百二十二条第一項に規定する文部科学大臣の定める年数は、三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするもの又は獣医学を履修する課程に四年）とする。

第一百六十条 学校教育法第二百二十二条第一項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当するものと定める。

一～三（略）

第一百六十二条（略）

2 前項の規定は、外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第九十条第一項に規定する者に限る。）について準用する。

せる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第六十九条の三第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第七十条の五 学校教育法第六十七条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に四年）とする。

第七十条の六 学校教育法第六十七条第二項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当するものと定める。

一～三（略）

第七十条の七（略）

2 前項の規定は、外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第五十六条第一項に規定する者に限る。）について準用する。

第一百六十一條 我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（大学及び短期大学にあつては学校教育法第九十条第一項に規定する者に、大学院にあつては同法第二百二条第一項に規定する者に限る。）は、転学しようとする大学、大学院又は短期大学の定めるところにより、それぞれ当該大学、大学院又は短期大学に転学することができる。

第一百六十三條 大学の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終まる。

2) 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

第二節 履修証明書が交付される特別の課程

- 43 -

第七十条の八 我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（大学及び短期大学にあつては学校教育法第五十六条第一項に規定する者に、大学院にあつては同法第六十七条第一項に規定する者に限る。）は、転学しようとする大学、大学院又は短期大学の定めるところにより、それぞれ当該大学、大学院又は短期大学に転学することができる。

（新設）

（新設）

第一百六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第二百五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たつては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2) 特別の課程の総時間数は、百二十時間以上とする。

3| 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。

4| 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。

5| 大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

6| 大学は、学校教育法第二百五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。

7| 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

第四節 認証評価その他

第一百六十五条（略）

第三節 認証評価その他

第七十一条（略）

第一百六十六条 大学は、学校教育法第二百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定すると

第七十一条の二 大学は、学校教育法第六十九条の二第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設

ともに、適当な体制を整えて行うものとする。

定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第一百六十七条 学校教育法第一百九条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次の各号に掲げるいづれかの措置とする。

一 (略)

二 専門職大学院を置く大学が、学校教育法第一百九条第一項に規定する点検及び評価の結果のうち、当該専門職大学院に関するものについて、当該大学の職員以外の者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

一 (略)

二 専門職大学院を置く大学が、学校教育法第六十九条の三第一項に規定する点検及び評価の結果のうち、当該専門職大学院に関するものについて、当該大学の職員以外の者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

第一百六十八条 学校教育法第一百九条第一項の認証評価に係る同法第一百十一条第一項の申請は、大学又は短期大学の学校の種類に応じ、それぞれ行うものとする。

2 学校教育法第一百九条第三項の認証評価に係る同法第一百十条第一項の申請は、専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

第七十一条の四 学校教育法第六十九条の三第二項の認証評価に係る同法第六十九条の四第一項の申請は、大学又は短期大学の学校の種類に応じ、それぞれ行うものとする。

2 学校教育法第六十九条の三第二項の認証評価に係る同法第六十九条の四第一項の申請は、専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

第一百六十九条 学校教育法第一百十条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

一九 (略)

2 (略)

第七十二条の五 学校教育法第六十九条の四第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

一九 (略)

2 (略)

第一百七十九条 学校教育法第一百十条第三項に規定する細目は、同法同条第一項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の定めるところによる。

第一百七十九条 学校教育法第一百十条第四項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行つものとする。

第一百七十九条 学校教育法第一百十条第五項に規定する文部科学大臣の定める事項は、第一百六十九条第一項第一号から第二号まで及び第五号から第八号までに掲げる事項とする。

第一百七十九条 第五十八条の規定は、大学に準用する。

（削除）

第七十九条の八 学校教育法第六十九条の四第四項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行つものとする。
第七十九条の八 学校教育法第六十九条の四第五項に規定する文部科学大臣の定める事項は、第七十九条の五第一項第一号から第二号まで及び第五号から第八号までに掲げる事項とする。

第七十九条 第二十八条及び第四十四条の規定は、大学に「これを準用する。
一 大学は、前項において準用する第四十四条に規定する学年の途中におけるにも、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させる」とができる。

第十章 高等専門学校

第一百七十四条（略）

第七十九条の六 学校教育法第六十九条の四第三項に規定する細目は、学校教育法第六十九条の四第一項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の定めるところによる。

第五章の二 高等専門学校
第七十九条の二（略）

第一百七十五條（略）

第七十一條の三（略）

第一百七十六條（略）

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、高等専門学校設置基準第二十条第三項により準用する同条第一項の規定により単位の修得を認定した場合においては、当該学生について、第一百七十九條において準用する第五十九條に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第一百七十七条 学校教育法第一百十九條第一項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 （略）
- 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第二百二十二條の規定により大学に編入学することができるもの

二～六（略）

第一百七十八条（略）

第七十一條の六（略）

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、高等専門学校設置基準第二十条第三項により準用する同条第一項の規定により単位の修得を認定した場合においては、当該学生について、第七十一條の七において準用する第四十四條に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第七十一條の五 学校教育法第七十条の六第一項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 （略）
- 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十一條の十の規定により大学に編入学することができるもの

二～六（略）

第一百七十九條 第五十七條から第六十一條まで、第九十条第一項及び第一項、第九十二条、第九十二条第一項、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第一百四十二条、第一百四十三条から第六十六條まで並びに第一百六十九

第七十二条の七 第二十七条、第二十八条、第四十四条、第四十六条から第四十七条の一まで、第五十九条第一項及び第二項、第六十条、第六十二条第一項、第六十二条、第六十三条、第六十五条第三項、第七

条から第一百七十一條までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第六十一条第三項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）」と、第一百六十四条第一項中「第一百五条」とあるのは「第一百一十三条において準用する第一百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第五十八条の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第六項中「第一百五条」とあるのは「第五一十三条において準用する第一百五条」と読み替えるものとする。

第十一章 専修学校

第一百八十条（略）

第一百八十一條（略）

第七章の二 専修学校

第七十七条の二（略）

第七十七条の三（略）

第一百八十二条 学校教育法第四十五条规定する専修学校の高等課程の入学に関し中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、第九十五条各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、同条第五号中「高等学校」とあるのは「専修学校」とする。

十一条、第七十七条の二並びに第七十七条の五から第七十七条の八までの規定は、高等専門学校にこれを準用する。

第七十七条の四 学校教育法第八十二条の三第二項に規定する専修学校の高等課程の入学に関し中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、第六十二条各号の二に該当する者とする。この場合において、同条第五号中「高等学校」とあるのは「専修学校」とする。

第四百八十三条 学校教育法第四百一十五条第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、同法第九十条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは第一百五十条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当する者又は次の各号の一に該当する者とする。

一 （略）

二 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

三 （略）

第一百八十四条 （略）

第一百八十五条 （略）

第一百八十六条 学校教育法第四百三十一條に規定する文部科学大臣の定める基準は、次とのおりとする。

一・一 （略）

2 （略）

第七十七条の五 学校教育法第八十二条の三第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、同法第五十六条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは第六十九条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当する者又は次の各号の一に該当する者とする。

一 （略）

二 学校教育法第五十六条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

三 （略）

第七十七条の六 （略）

第七十七条の七 （略）

第七十七条の八 学校教育法第八十二条の十に規定する文部科学大臣の定める基準は、次とのおりとする。

一・一 （略）

2 （略）

第一百八十七条（略）

第一百八十八条 第十五条の規定は、専修学校の廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。）の認可の申請、専修学校の分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出について準用する。

第一百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第一百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校に係るものは文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と第一百六十四条第一項中「第一百五条」とあるのは「第一百三十三条第一

第七十七条の九（略）

第七十七条の十一 第四条の二の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第七条の三の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第五条、第六条、第七条の六、第七条の九、第十二条の四、第十三条から第十五条まで、第二十七条、第二十八条、第四十六条及び第五十条から第五十二条の二までの規定は専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第七条の九中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校に係るものは文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七十七条の十 第七条の七の規定は、専修学校の廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。）の認可の申請、専修学校の分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出について準用する。

項において準用する第百五条」と、同条第二項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第一百一十五条规定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第六項中「第一百五条」とあるのは「第一百三十二条第一項において準用する第百五条」と読み替えるものとする。

第十一章 雜則

第一百九十条 第二条から第七条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十一条から第二十八条まで及び第六十六条から第六十八条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県の教育委員会、私立の各種学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第八章 雜則

第七十八条 第二条から第六条まで、第七条の六、第七条の七、第七条の九、第十三条から第十五条まで及び第五十条から第五十条の三までの規定は、各種学校に「これを準用する。この場合において、第七条の九中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(削除)

第一条 (略)
附 則

(削除)

第八十条 削除

第八十一条 (略)
附 則

第八十二条 左に掲げる省令は、これを廃止する。

国民学校令施行規則

国民学校教員及び国民学校養護教員の資格に関する特例施行規則
国民学校令施行規則第五十三条规定ニ依ル学級又ハ学校ノ編制ニ
関スル規程

昭和十九年文部省令第二十五号

六大城市立学校幼稚園ニ関スル許可特例
ル規則

青年学校令施行規則

中学校規程

中学校及高等女学校ノ養護学級ノ編制ニ関スル規程

高等女学校規程

実業学校規程

師範学校規程

高等師範学校及女子高等師範学校規程

青年師範學校規程
私立專門學校規程
官立織維專門學校規程
官立農業專門學校規程
官立經濟專門學校規程
官立医学專門學校規程
官立藥學專門學校規程
官立工業專門學校規程
官立水產專門學校規程
官立外事專門學校規程
東京医学齒學專門學校規程
東京美術學校規程
東京音樂學校規程
東京體育專門學校規程
東京農業教育專門學校規程
高等學校規程
大學規程
公立私立盲學校及聾啞學校規程
東京盲學校規程
東京聾啞學校規程
幼稚園令施行規則
私立學校令施行規則
昭和十九年文部省令第十三号

中学校高等女学校教員検定規程

教員検定受験資格認定学校二関スル規則

中学校高等女学校教員無試験検定許可規程

明治四十一年文部省令第七号

昭和七年文部省令第十六号

明治三十三年文部省令第五号

青年学校教員資格規程

実業学校教員検定二関スル規程

大正十一年文部省令第二十九号

高等学校教員規程

高等学校教員規程ノ臨時措置二関スル件

第二条 従前の規定による師範学校、高等師範学校及び女子高等師範学校の附属国民学校及び附属幼稚園は、それぞれこれを学校教育法による小学校及び幼稚園とみなす。

(略)

第三条 従前の規定による高等師範学校の附属中学校、女子高等師範学校の附属高等女学校、中学校、高等女学校及び実業学校並びに盲学校及び聾哑学校の中等部には、それそれ学校教育法による中学校並びに盲学校及び聾哑学校の中等部を併置したものとみなす。

(削除)

中学校高等女学校教員検定規程

教員検定受験資格認定学校二関スル規則

中学校高等女学校教員無試験検定許可規程

明治四十一年文部省令第七号

昭和七年文部省令第十六号

明治三十三年文部省令第五号

青年学校教員資格規程

実業学校教員検定二関スル規程

大正十一年文部省令第二十九号

高等学校教員規程

高等学校教員規程ノ臨時措置二関スル件

第八十三条 従前の規定による師範学校、高等師範学校及び女子高等師範学校の附属国民学校及び附属幼稚園は、夫夫これを学校教育法による小学校及び幼稚園とみなす。

(略)

第八十四条 従前の規定による高等師範学校の附属中学校、女子高等師範学校の附属高等女学校、中学校、高等女学校及び実業学校並びに盲学校及び聾哑学校の中等部には、夫夫学校教育法による中学校並びに盲学校及び聾哑学校の中等部を併置したものとみなす。

第八十五条 従前の規定による師範学校、高等師範学校、女子高等師範

学校及び青年師範学校については、次に定めるもののほか、なお従前の例による。

- 2| 師範学校は、小学校及び中学校の教員たるべき者を養成することを目的とする。
- 3| 師範学校予科の修業年限は、四年とする。
- 4| 師範学校には、附属小学校及び附属中学校を置く。
- 5| 師範学校には、附属幼稚園を置くことができる。
- 6| 特別の事情のある場合においては、公立又は私立の小学校及び中学校を以て、附属小学校及び附属中学校に代用することができる。
- 7| 高等師範学校には、学校教育法による附属高等学校、附属中学校及び附属小学校を置く。
- 8| 女子高等師範学校には、学校教育法による附属高等学校及び附属中学校を置く。
- 9| 女子高等師範学校には、附属小学校及び附属幼稚園を置くことができる。
- 10| 青年師範学校は、中学校の教員たるべき者を養成することを目的とする。
- 11| 青年師範学校には、附属高等学校及び附属中学校を置くことができる。
- 12| 特別の事情のある場合においては、公立又は私立の高等学校及び中学校を以て、附属高等学校及び附属中学校に代用することができる。
- 13| 高等師範学校及女子高等師範学校規程第十九条及び第二十条、師範学校規程第四十七条並びに青年師範学校規程第四十九条に規定する服

務義務の期間は、これを一年とする。

(削除)

第八十六条 東京農業教育専門学校には、附属中学校及び附属高等学校を置く。

(削除)

第八十七条 文部大臣は、学校長の申出により前三条の規定による附属高等学校又は附属中学校を置く教員養成諸学校の教授たる文部教官の中から、附属高等学校主事又は附属中学校主事を命じ、その事務を掌らせることができる。

- 前項の規定による師範学校及び青年師範学校の附属高等学校主事及び附属中学校主事は、その学校の所在地の属する都道府県内における高等学校教育及び中学校教育に属する学事を視察することができる。
- 前項の規定による視察については、教員養成諸学校官制第十二条第三項の規定を準用する。

第八十八条 削除

(削除)

第四条 私立学校令によつてのみ設立された学校（別に定めるものを除く。）は、学校教育法第四三十四条の規定による各種学校とみなす。

第八十九条 私立学校令によつてのみ設立された学校（別に定めるものを除く。）は、[これ]を学校教育法第八十三条の規定による各種学校とみなす。

(削除)

第九十条 前七条に規定するもののほか、この省令適用の際、現に存する従前の規定（国民学校令施行規則を除く。）による学校は、第八十

「一条の規定にかかわらず、別に定めるもののほか、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の趣旨に則り、なお従前の例による。」

（削除）

第九十条の二 青年学校は、昭和二十三年三月三十日をもつて、「これを廃止する。

（削除）

第九十条の三 従前の規定による中学校、高等女学校及び実業学校は、昭和二十六年三月三十日をもつて廃止する。

（削除）

第九十条の四 従前の規定による盲学校及び聾哑学校は、昭和二十五年三月三十日をもつて廃止する。

（削除）

第九十一条 学校教育法第九十八条の規定により、従前の規定による学校が、従前の規定による他の学校になる場合においては、別に定めた「このほか、なお従前の例による。」

第五条 この省令適用の際、左表の上欄に掲げる学校の課程を修了した

者は、下欄のように編入し、又は入学させる。

（略）

私立学校令によつてのみ設立された学校（別に定めるものを除く。

）に在学する者は、学校教育法第二百三十四条の規定による各種学校の在学者として、編入する。

第九十一条 この省令適用の際、左表の上欄に掲げる学校の課程を修了した者は、下欄のように編入し、又は入学させる。

（略）

私立学校令によつてのみ設立された学校（別に定めるものを除く。

）に在学する者は、「これを学校教育法第八十三条の規定による各種学校の在学者として、編入する。

第六条 (略)

第七条 左表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者は、学年の初めにおいて下欄のように大学に編入し、又は入学させることができる。

(表略)

2・3 (略)

第八条 (略)

(削除)

第九条 尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者は、学校教育法による小学校の卒業者とみなす。

2 (略)

第十条 左表の上欄に掲げる従前の規定による学校の卒業者は、下欄に掲げる学校教育法による高等学校（学校教育法による特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の各学年の課程を修了した者と見なす。

(表略)

2 左表の上欄に規定する者は、下欄に掲げる学校教育法による高等学校（学校教育法による特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課

第九十二条の二 (略)

第九十二条の二 左表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者は、これを学年の初めにおいて下欄のように大学に編入し、又は入学させることができる。

(表略)

2・3 (略)

第九十三条の四 (略)

(削除)

第九十四条 尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者は、これを学校教育法による小学校の卒業者とみなす。

2 (略)

第九十五条の二 左表の上欄に掲げる従前の規定による学校の卒業者は、下欄に、これを下欄に掲げる学校教育法による高等学校（学校教育法による特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の各学年の課程を修了した者と見なす。

(表略)

2 左表の上欄に規定する者は、これを下欄に掲げる学校教育法による高等学校（学校教育法による特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課

程の各学年の課程を修了した者とみなす。

(表略)

第十一條 従前の規定による中学校、高等女学校又は実業学校の各学年の課程を修了した者の資格については、附則第五条及び第六条の規定による。

第十一條 前二条に規定するもののほか、従前の規定による学校の卒業者の資格については、別に定める。

(削除)

第十二條 学校教育法附則第八条の規定による通信教育については、別に定める。

(削除)

第九十四条の三 従前の規定による中学校、高等女学校又は実業学校の各学年の課程を修了した者の資格については、第九十二条及び第九十一条の二の規定による。

第九十四条の四 前四条に規定するもののほか、従前の規定による学校の卒業者の資格については、別にこれを定める。

第九十五条から第一百七条の四まで 削除

第一百八条 学校教育法第一百五条の規定による通信教育については、別にこれを定める。

第一百九条 削除

第一百十条 削除

第一百十一条 削除

別表第一（第五十一条関係）

(表略)

別表第一（第二十四条の一関係）

(表略)

制の課程の各学年の課程を修了した者とみなす。

(表略)

備考

一・二 (略)

三 第五十条第一項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第一及び別表第四の場合においても同様とする。）

別表第一（第七十二条関係）

(略)

別表第三（第八十三条、第百八条、第百一十八条関係）

(略)

別表第四（第七十六条、第五十七条、第一百十七条関係）

別表第三（第五十七条、第六十五条の五及び第七十二条の九関係）

(略)

別表第五（第五十一十八条関係）

(略)

別表第三の二（第五十四条の四、第六十五条の四及び第六十五条の十四関係）

(略)

別表第四（第七十二条の九関係）

(略)

備考

一・二 (略)

三 第二十四条第一項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第一及び別表第三の二の場合においても同様とする。）

別表第一（第五十四条関係）

(略)

別表第三（第五十七条、第六十五条の五及び第七十二条の九関係）

(略)

別表第四（第七十二条の九関係）

(略)

別表第五（第五十一十八条関係）

(略)

学校職員表彰規程（昭和九年文部省令第十号）【第一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

現 行	案 改 正	（廃止）
<p>第一条 学校職員ニシテ自己ノ危難ヲ顧ミズシテ職務ニ尽シ其ノ所為教育者ノ龜鑑ト為スベキ者アルトキハ文部大臣之ヲ表彰入幼稚園ノ職員ニ付亦同ジ</p> <p>第三条 表彰ハ賞状及賞金ヲ授与シテ之ヲ行ヒ官報ヲ以テ之ヲ公示ス 2 表彰セラルベキ者ノ所為特ニ卓越セリト認メタルトキハ顕彰牌ヲ併セ授与ス</p> <p>第三条 表彰セラルベキ者表彰前ニ死亡シタルトキハ賞状、賞金及顕彰牌ハ之ヲ其ノ遺族ニ授与シ追彰ス</p> <p>2 遺族ハ其ノ家ニ在ル親族ニシテ左ノ順序ニ従フ但シ同順位者間ニ在リテハ其ノ親等ノ近キ者ヲ先ニシ同親等者間ニ在リテハ男ヲ女ヨリ、長ヲ幼ヨリ先ニス</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 配偶者 二 直系卑属 三 直系尊属 四 兄弟姉妹 <p>3 前項ニ掲タル遺族ナキトキハ本人ノ弔祭ヲ行フ者ニ之ヲ授与スルコ</p>		

トヲ得

第四条 表彰ヲ受ケタル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ又ハ其ノ有スル教員免許状ヲ褫奪セラレタルトキハ賞状及顕彰牌ヲ返還セシムルコトアルベシ

第五条 本令ニ依リ表彰ヲ受クベキ者アリト認メタルトキハ地方長官ノ監督ニ属スル者ニ在リテハ地方長官、其ノ他ノ者ニ在リテハ学校ノ長ニ於テ文部大臣ニ具情入ベシ

第六条 第一条ノ事蹟ヲ審査スル為文部省内ニ委員ヲ置ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之後施行ス但シ昭和九年九月以後ノ事蹟ニ付之ヲ適用ス

中学校通信教育規程（昭和二十一年文部省令第一一十五号）【第三条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(削除)	
第一条 学校教育法附則第八条の規定により、中学校が通信による教育（以下通信教育と称する。）を行う場合は、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第十一号）に規定するもの（同令第七十三条に規定するものを除く。）のほか、この規程の定めるところによる。	第一条 学校教育法第百五条の規定により、中学校が通信による教育（以下通信教育と称する。）を行う場合は、この規程の定めるところによる。
第十一条 学校教育法施行規則第八条、第十五条、第二十三条、第二十七条から第二十九条まで、及び第五十三条、第五十四条、第九十二条の規定は、中学校の通信教育にこれを準用する。	
第一条 (略)	附 則
第十二条 (略)	附 則
第十三条 (略)	附 則

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十一号）【第四条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（寄附行為変更の届出手続等）</p> <p>第四条の三 法第四十五条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三十条第一項第三号（法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、学校教育法第四条第二項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第一項（同法第三十四条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第三十条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（寄附行為変更の届出手續等）</p> <p>第四条の三 法第四十五条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三十条第一項第三号（法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、学校教育法第四条第一項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第一項（同法第八十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第八十二条の八第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項</p> <p>一・三（略）</p> <p>2（略）</p>

学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）【第五条関係】

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	<p>(定義)</p> <p>第三条 この省令で「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校、同法第百一十四条の専修学校及び同法第百三十四条第一項の各種学校をいう。</p> <p>2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭並びに専修学校及び各種学校の教員をいい、「職員」とは、学校の職員で教員以外のものをいう。</p> <p>3 この省令で「学齢児童生徒」とは、学校教育法第十八条の規定による学齢児童及び学齢生徒をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第三条 この省令で「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校、同法第八十二条の二の専修学校及び同法第八十三条の各種学校をいう。</p> <p>2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭並びに専修学校及び各種学校の教員をいい、「職員」とは、学校の職員で教員以外のものをいう。</p> <p>3 この省令で「学齢児童生徒」とは、学校教育法第二十一条の規定による学齢児童及び同法第三十九条の規定による学齢生徒をいう。</p>
	<p>(調査事項)</p> <p>第五条 学校基本調査は、前条の区分により次に掲げる事項の全部又は一部について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校調査 <p>1～4 (略)</p> <p>5 幼児、児童、生徒又は学生の在籍状況及び出席状況</p>	<p>(調査事項)</p> <p>第五条 学校基本調査は、前条の区分により次に掲げる事項の全部又は一部について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校調査 <p>1～4 (略)</p> <p>5 児童、生徒、学生又は幼児の在籍状況及び出席状況</p>

6 幼児、児童、生徒又は学生の入学、卒業及び転出入の状況

一
二
六
(略)

2
(略)

(申告の義務及び方法等)

第六条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる事項について、文部科学大臣が直接又は都道府県知事若しくは市町村長を通じて配布する調査票によつて申告しなければならない。

	上 欄	下 欄
私立学校の設置者	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（以下「国立大学法人」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」とい	当該法人の設置する学校について前条第一項第四号及び第五号の事項
中等教育学校の長	大学及び高等専門学校の長	前条第一項第四号の事項

6 児童、生徒、学生又は幼児の入学、卒業及び転出入の状況

一
二
六
(略)

2
(略)

(申告の義務及び方法等)

第六条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる事項について、文部科学大臣が直接又は都道府県知事若しくは市町村長を通じて配布する調査票によつて申告しなければならない。

	上 欄	下 欄
私立学校の設置者	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（以下「国立大学法人」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」とい	当該法人の設置する学校について前条第一項第四号及び第五号の事項
中等教育学校の長	大学及び高等専門学校の長	前条第一項第四号の事項

高等学校の長	当該高等学校に置かれる全日制の課程及び定時制の課程について前条第一項第一号及び第六号の事項並びに当該高等学校に置かれる通信制の課程について同項第二号及び第六号の事項			
中学校の長	前条第一項第一号及び第六号の事項	前条第一項第一号及び第六号の事項		
幼稚園、小学校並びに国立及び私立の専修学校及び各種学校の長	当該学校について前条第一項第一号の事項並びに当該学校に置かれる中学部及び高等部について同項第六号の事項	前条第一項第一号及び第六号の事項		
特別支援学校の長	公立の専修学校及び公立の各種学校の長			
前条第一項第一号及び第四号の事項				

			高等学校の長	く。）について前条第一項第一号及び第六号の事項並びに当該中等教育学校の後期課程に置かれる通信制の課程について同項第二号及び第六号の事項
公立の専修学校及び公立の各種学校の長	特別支援学校の長	小学校、幼稚園並びに国立及び私立の専修学校及び各種学校の長	中学校の長	当該高等学校に置かれる全日制の課程及び定時制の課程について前条第一項第一号及び第六号の事項並びに当該高等学校に置かれる通信制の課程について同項第二号及び第六号の事項
前条第一項第一号及び第四号の事項	当該学校について前条第一項第一号の事項並びに当該学校に置かれる中学部及び高等部について同項第六号の事項	前条第一項第一号及び第六号の事項	前条第一項第一号及び第六号の事項	当該学校について前条第一項第一号の事項並びに当該学校に置かれる中学部及び高等部について同項第六号の事項

2 前項の申告は、調査票に所定の事項を記入し、記名の上、次の各部

2 前項の申告は、調査票に所定の事項を記入し、記名の上、次の各町

の区分により提出することによつて行うものとする。

一 国立の学校（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する学校を含む。）の長、公立の大学（公立大学法人が設置する大学を含む。）及び高等専門学校（公立大学法人が設置する高等専門学校を含む。）の長並びに私立の大学及び高等専門学校の長並びに国立大学法人、独立行政法人国立高等専門長並びに国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人は、文部科学大臣が別に定める期日までに提出する。

一四（略）

五 市町村立及び私立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校の長並びに私立のこれらの学校の設置者（これらの学校と高等学校又は中等教育学校を併せて設置する者を除く。）は、市町村長の定める期日までに市町村長に提出する。

3（略）

（学校が廃止されたときの申告の義務及び方法）

第七条 国立の学校（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を含む。）、公立の大学（公立大学法人の設置する大学を含む。）及び私立の大学並びに公立の高等専門学校（公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）及び私立の高等専門学校が廃止されたときには文部科学大臣の指定する者、これらの学校以外の学校が廃止されたときには令別表第四の一の項第三欄以外の学校が廃止されたときには令別表第四の一の項第三欄第一号の規定により都道府県知事の指定する者は、第五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までの調査事項について、文部科学

の区分により提出することによつて行うものとする。

一 国立の学校（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する学校を含む。）の長、公立の大学（公立大学法人が設置する大学を含む。）及び高等専門学校の長並びに私立の大学及び高等専門学校の長並びに国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人は、文部科学大臣が別に定める期日までに文部科学大臣に提出する。

一四（略）

五 市町村立及び私立の小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の長並びに私立のこれらの学校の設置者（これらの学校と高等学校又は中等教育学校を併せて設置する者を除く。）は、市町村長の定める期日までに市町村長に提出する。

3（略）

（学校が廃止されたときの申告の義務及び方法）

第七条 国立の学校（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を含む。）、公立の大学（公立大学法人の設置する大学を含む。）及び私立の大学並びに公立及び私立の高等専門学校が廃止されたときには文部科学大臣の指定する者、これらの学校以外の学校が廃止されたときには令別表第四の一の項第三欄第一号の規定により都道府県知事の指定する者は、第五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までの調査事項について、文部科学

、第二号及び第四号から第六号までの調査事項について、文部科学大臣が直接又は都道府県を通じて配布する調査票によつて申告しなければならない。

2～4 (略)

(調査票の作成)

第八条 令別表第四の一の項第三欄第七号、同項第四欄第一号、同項第五欄第四号及び同項第六欄第一号の文部科学省令で定める地方公共団体の長又は教育委員会が作成すべき調査票は、次の表の上欄の区分ごとに下欄に掲げる事項に関するものとする。

都道府県知事	上 欄	下 欄
当該都道府県の設置する大学について第五条第一項第四号及び第五号の事項（当該大学が廃止されたときには、同項第一号及び第四号から第六号までの事項）並びに当該都道府県が設立団体である公立大学法人の設置する大学又は大学及び高等専門学校が廃止され、かつ、当該大学又は大学及び高等専門学校を設置していた公立大学法人が解散されたときには、当該大学又は大学及び高等専門学校について第五条第一項第一号及び第四号から第六号までの事項並びに私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下この項において同じ。）が廃止されたとき（令別表第四の一の項第三欄第一号の規定により都道府県知事が指定したとおり都道府県知事が指定した者がある場合を除く。以下この項において同じ。）にあつては、当該学校以下この項において同じ。）にあつては、当該学校		

大臣が直接又は都道府県を通じて配布する調査票によつて申告しなければならない。

2～4 (略)

(調査票の作成)

第八条 令別表第四の一の項第三欄第七号、同項第四欄第一号、同項第五欄第四号及び同項第六欄第一号の文部科学省令で定める地方公共団体の長又は教育委員会が作成すべき調査票は、次の表の上欄の区分ごとに下欄に掲げる事項に関するものとする。

都道府県知事	上 欄	下 欄
当該都道府県の設置する大学について第五条第一項第四号及び第五号の事項（当該大学が廃止されたときには、同項第一号及び第四号から第六号までの事項）並びに当該都道府県が設立団体である公立大学法人の設置する大学が廃止され、かつ、当該大学を設置していた公立大学法人が解散されたときには、当該大学について第五条第一項第一号及び第四号から第六号までの事項並びに私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下この項において同じ。）が廃止されたとき（令別表第四の一の項第三欄第一号の規定により都道府県知事が指定した者がある場合を除く。以下この項において同じ。）にあつては、当該学校について第五条第一項第一号		

について第五条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号の事項

(調査票の配布等)

第九条 令別表第四の一の項第三欄第一号の文部科学省令で定める都道府県知事が調査すべき学校は、次表の上欄に掲げる区分ごとに下欄に掲げる学校とする。

(調査票の配布等)

第九条 令別表第四の一の項第三欄第一号の文部科学省令で定める都道府県知事が調査すべき学校は、次表の上欄に掲げる区分ごとに下欄に掲げる学校とする。

援学校、専修学校及び各種学校

(略)

2 令別表第四の一の項第五欄第一号の文部科学省令で定める市町村長が調査すべき学校は、次表の上欄に掲げる区分ごとに下欄に掲げる学校とする。

上 欄	下 欄
学校調査	学校施設調査
市町村立及び私立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、専修学校、専修学校及び各種学校	私立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校（これらの学校と高等学校又は中等教育学校を併せて設置する場合を除く。）並びに市町村立の専修学校及び各種学校

(実地調査)

第十二条 統計官、都道府県の統計主事及び学校基本調査に関する事務に従事する者（市町村の職員を除く。）は、統計法第十三条の規定により、必要な場所に立ち入り、第五条第一項各号に掲げる調査事項のうち、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援

幼稚園、専修学校及び各種学校

(略)

2 令別表第四の一の項第五欄第一号の文部科学省令で定める市町村長が調査すべき学校は、次表の上欄に掲げる区分ごとに下欄に掲げる学校とする。

上 欄	下 欄
学校調査	学校施設調査
市町村立及び私立の小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校、専修学校及び各種学校	私立の小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校（これらの学校と高等学校又は中等教育学校を併せて設置する場合を除く。）並びに市町村立の専修学校及び各種学校

(実地調査)

第十二条 統計官、都道府県の統計主事及び学校基本調査に関する事務に従事する者（市町村の職員を除く。）は、統計法第十三条の規定により、必要な場所に立ち入り、第五条第一項各号に掲げる調査事項のうち、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼

学校、専修学校及び各種学校の教員、職員、幼児、児童及び生徒の数並びに学級数に関する事項について検査をし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。

2
(略)

幼稚園、専修学校及び各種学校の教員、職員、幼児、児童及び生徒の数並びに学級数に関する事項について検査をし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。

2
(略)

学校保健統計調査規則（昭和二十七年文部省令第五号）【第六条関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(調査の目的)	(調査の目的)
第二条 学校保健統計調査は、学校における <u>幼児</u> 、 <u>児童</u> 、 <u>生徒</u> 、 <u>学生</u> 及び職員の発育及び健康の状態並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかにすることを目的とする。	第二条 学校保健統計調査は、学校における <u>児童</u> 、 <u>生徒</u> 、 <u>学生</u> 、 <u>幼児</u> 及び職員の発育及び健康の状態並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかにすることを目的とする。
(調査の範囲)	(調査の範囲)
第四条 学校保健統計調査は、次の各号に掲げる学校の <u>幼児</u> 、 <u>児童</u> 、 <u>生徒</u> 、 <u>学生</u> 及び職員の全部又は一部について、それぞれ、当該各号に定める年に行つ。	第四条 学校保健統計調査は、次の各号に掲げる学校の <u>児童</u> 、 <u>生徒</u> 、 <u>学生</u> 、 <u>幼児</u> 及び職員の全部又は一部について、それぞれ、当該各号に定める年に行つ。
一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校 每年	一 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園 每年
二 特別支援学校、大学及び高等専門学校 文部科学大臣が指定する年	二 大学、高等専門学校及び特別支援学校 文部科学大臣が指定する年
2 前項の規定により、 <u>幼児</u> 、 <u>児童</u> 、 <u>生徒</u> 、 <u>学生</u> 及び職員の一部について調査を実施するときは、文部科学大臣は、あらかじめ当該調査につき、実施校を指定する。	2 前項の規定により、 <u>児童</u> 、 <u>生徒</u> 、 <u>学生</u> 、 <u>幼児</u> 及び職員の一部について調査を実施するときは、文部科学大臣は、あらかじめ当該調査につき、実施校を指定する。
3・4 (略)	3・4 (略)
(調査方法及び調査事項)	(調査方法及び調査事項)

第五条 学校保健統計調査は、次に掲げる事項の全部又は一部について行う。

第五条 学校保健統計調査は、次に掲げる事項の全部又は一部について行う。

一 幼児、児童、生徒及び学生

1～12 (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(申告の義務及び方法等)

第六条 学校の長は、前条第一項各号に掲げる調査事項について次の各号の区分により、文部科学大臣が直接又は都道府県知事を通じて配布する調査票によつて申告しなければならない。

一 (略)

二 公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）の設置する大学を含む。）及び高等専門学校（公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）以外の公立の学校の長は前条第一項第一号及び第三号の事項、国立大学法人法（平成十五年法律第百十一号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される学校並びに私立律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附屬して設置される学校並びに私立の大学及び高等専門学校以外の私立の学校の長は同項各号の事項は同項各号の事項

一 児童、生徒、学生及び幼児

1～12 (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(申告の義務及び方法等)

第六条 学校の長は、前条第一項各号に掲げる調査事項について次の各号の区分により、文部科学大臣が直接又は都道府県知事を通じて配布する調査票によつて申告しなければならない。

一 (略)

二 公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する大学を含む。）及び高等専門学校以外の公立の学校の長は前条第一項第一号及び第三号の事項、国立大学法人法（平成十五年法律第百十一号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される学校並びに私立の大学及び高等専門学校以外の私立の学校の長は同項各号の事項

2・3 (略)

2・3 (略)

学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）【第七条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一百四条第一項から第四項までの規定により大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。	（趣旨） 第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第六十八条の二第一項から第四項までの規定により大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。
（学士の学位授与の要件） 第二条 法第一百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第十条、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。	（学士の学位授与の要件） 第二条 法第六十八条の二第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第十条、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。
（修士の学位授与の要件） 第三条 法第一百四条第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。	（修士の学位授与の要件） 第三条 法第六十八条の二第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。
2 (略)	2 (略)
（博士の学位授与の要件） 第四条 法第一百四条第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を	（博士の学位授与の要件） 第四条 法第六十八条の二第一項の規定による博士の学位の授与は、大

置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第五条の一 法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

(表略)

(専門職学位の授与の要件)

第五条の三 法第百四条第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

(専門職学位の授与の要件)

第五条の二 法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

(表略)

(専門職学位の授与の要件)

第五条の三 法第六十八条の二第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

(短期大学士の学位授与の要件)

第五条の四 法第百四条第三項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

(短期大学士の学位授与の要件)

第五条の四 法第六十八条の二第二項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第六十八条の二第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第五条の一 法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

(表略)

(専門職学位の授与の要件)

第五条の三 法第六十八条の二第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

(専門職学位の授与の要件)

第五条の三 法第六十八条の二第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

(短期大学士の学位授与の要件)

第五条の四 法第六十八条の二第二項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第一百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対するものとする。

一 (略)

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第二百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの

三・四 (略)

2 法第一百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対するものとする。

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第六十八条の二第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対するものとする。

一 (略)

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができるもの

三・四 (略)

2 法第六十八条の二第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認められるものを修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対するものとする。

学校教員統計調査規則（昭和二十八年文部省令第十一号）【第八条関係】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（定義）	（定義）
第三条	この省令で「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百二十四条第一項に規定する各種学校をいう。	第三条 この省令で「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条に規定する各種学校をいう。
2	この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び実習助手並びに専修学校及び各種学校の教員をいう。	2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び実習助手並びに専修学校及び各種学校の教員をいう。
	（調査の範囲、区分並びに実施の年度及び時期）	（調査の範囲、区分並びに実施の年度及び時期）
第四条	（略）	（略）
2	（略）	（略）
3	令別表第三の第三欄第一号の文部科学省令で定める都道府県の教育委員会が選定すべき申告義務者は、次条第一項第二号の事項について公立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校並びに私立の幼稚園、高等學校等学校、専修学校及び各種学校に係る者とする。	令別表第三の第三欄第一号の文部科学省令で定める都道府県の教育委員会が選定すべき申告義務者は、次条第一項第二号の事項について公立の小学校、中学校、高等学校及び幼稚園並びに私立の高等学校、幼稚園、専修学校及び各種学校に係る者とする。
4・5	（略）	（略）

(申告の義務及び方法等)

第六条 学校の長は、前条第一項各号に掲げる事項について、次の各号の区分により、文部科学大臣が直接又は都道府県若しくは市町村の教育委員会を通じて配布する調査票によつて申告しなければならない。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の長は、前条第一項第一号、第二号及び第三号の事項
- 二 特別支援学校、大学及び高等専門学校の長は、前条第一項第一号及び第二号の事項

三 (略)

2 前項の申告は、調査票に所定の事項を記入し、記名の上、次の各号の区分により提出することによつて行うものとする。

- 一 国立の学校（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十一号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を含む。）の長並びに公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）の設置する大学を含む。）及び高等専門学校（公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）並びに私立の大学及び高等専門学校の長は、文部科学大臣が別に定める期日までに文部科学大臣に提出する。

- 一・三 (略)
- 3 (略)

(申告の義務及び方法等)

第六条 学校の長は、前条第一項各号に掲げる事項について、次の各号の区分により、文部科学大臣が直接又は都道府県若しくは市町村の教育委員会を通じて配布する調査票によつて申告しなければならない。

- 一 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園の長は、前条第一項第一号、第二号及び第三号の事項
- 二 大学、高等専門学校及び特別支援学校の長は、前条第一項第一号及び第二号の事項

三 (略)

2 前項の申告は、調査票に所定の事項を記入し、記名の上、次の各号の区分により提出することによつて行うものとする。

- 一 国立の学校（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十一号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を含む。）の長並びに公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）の設置する大学を含む。）及び高等専門学校（公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）並びに私立の大学及び高等専門学校の長は、文部科学大臣が別に定める期日までに文部科学大臣に提出する。

- 一・三 (略)
- 3 (略)

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第一一十六号）【第九条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を含むせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち「以上の科目」にて修得するものとする。	（移設）
2) 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。	
第三条（略）	第一条（略）
第四条（略）	第三条（略）
第五条（略）	第四条（略）
（削除）	第五条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する

右項の各科目に含めること	教職に関する科目	第一欄		最低修得単位数
		欄 第二	欄 第三	
(略)	科目するに關する義等の意	欄 第二	第三欄	
(略)	教育の基礎理論に關する科目	欄 第二	第四欄	
児童及び生徒	教育課程及び指導法に關する科目	欄 第二	第五	
(略)	生徒指導、び進路指導及び教育相談等に關する科目	欄 第二	第六	
(略)	演習	欄 第二		
(略)	総合	欄 第二		
(略)	教育実習	欄 第二		

第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目的単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

右項の各科目に含めること	教職に関する科目	第一欄		最低修得単位数
		欄 第二	欄 第三	
(略)	科目するに關する義等の意	欄 第二	第三欄	
(略)	教育の基礎理論に關する科目	欄 第二	第四欄	
児童及び生徒	教育課程及び指導法に關する科目	欄 第二	第五	
(略)	生徒指導、び進路指導及び教育相談等に關する科目	欄 第二	第六	
(略)	演習	欄 第二		
(略)	総合	欄 第二		
(略)	教育実習	欄 第二		

第六条 免許法別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目的単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

する科目について修得するものとして、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目(これら科目に含まれる内容を除いた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。)のうち「以上の科目について修得するものとする。」

2) 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

備考		(削除)	高 等 教 諭 校 學 校	中 學 教 諭 校 學	中 學 教 諭 校 教
一 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の				(略)	(略)

備考	幼 稚 教 諭 園 教 諭			高 等 教 諭 校 學 校	中 學 教 諭 校 學	中 學 教 諭 校 教
	状 免 許 二 種	状 免 許 一 種	状 免 許 專 修			
一 教育課程及び指導法に関する科目は、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。	二	二	二	四	六	六
	三	八	八			
	二	二	二			
	二	二	二			
	五	五	五			

普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。

二 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領、同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領、同令第七十四条に規定する中学校学習指導要領又は同令第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

三～五（略）

六 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。

七（略）

）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。

二 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第十一号）第二十五条に規定する小学校学習指導要領、同令第五十四条の一に規定する中学校学習指導要領、同令第五十七条の一に規定する高等学校学習指導要領又は同令第七十六条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

三～五（略）

六 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとする。

八 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校

及び中学校、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園又は小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学校部又は高等部を含む。

九 (略)

十 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園(特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。)又は小学校(特別支援学校の小学部及び附則第十八項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。)において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目(教育実習を除く。)の単位をもつて、これに替えることができる。

十一 (略)

十二 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科

八 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校

及び幼稚園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校の教育を中心とするものとする。この場合において、小学校又は幼稚園には、特別支援学校の小学部又は幼稚部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学校部又は高等部を含む。

九 (略)

十 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、小学校(特別支援学校の小学部及び附則第十八項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。)又は幼稚園(特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。)において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で表に掲げる小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目(教育実習を除く。)の単位をもつて、これに替えることができる。

十一 (略)

十二 小学校、中学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科

目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、総合演習又は教育実習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては一単位まで、総合演習にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

十二 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、総合演習又は教育実習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては二単位まで、総合演習にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

十三 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、総合演習又は教育実習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては二単位まで、総合演習にあつては二単位まで、教育実習にあつては二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

十四 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、一単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる。

十五 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる。

2・3（略）

第六条の二 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第十条 免許法別表第一に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受け場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

2・3（略）

第六条の二 免許法別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第十条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受け場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

		(略)
	<p>備考</p> <p>三 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目又は総合演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、総合演習にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。</p>	<p>備考</p> <p>一・二（略）</p>

		(略)
	<p>備考</p> <p>三 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目又は総合演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、総合演習にあつては二単位まで、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。</p>	<p>備考</p> <p>一・二（略）</p>

意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、総合演習にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

二（略）

第十条の六 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭の二種免許状、養護教諭の一種免許状若しくは栄養教諭の二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第一の二の規定により、それぞれの二種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の二種免許状に係る第三欄に定める単位数のうち二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2（略）

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第一の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭の二種免許状、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の二種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の二種免許状に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第一条から第六条、第七条、第九条、第十条、第

意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、総合演習にあつては二単位まで、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

二（略）

第十条の六 小学校、中学校、幼稚園若しくは特別支援学校の教諭の二種免許状、養護教諭の二種免許状若しくは栄養教諭の二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第一の二の規定により、それぞれの二種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の二種免許状に係る第三欄に定める単位数のうち二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2（略）

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第一の二の規定により小学校、中学校、幼稚園若しくは特別支援学校の教諭の二種免許状、養護教諭の二種免許状又は栄養教諭の二種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の二種免許状に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第一条から第六条、第七条、第九条、第十条、第

十条の三及び第十条の四に規定する一種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

第十一條 免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合（特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

中学校	小学校			幼稚園			第一欄 受けようとする免許 状の種類	第二欄 教科に関する科目 教職に関する科目	第三欄 教科又は 教職に 関する 科目 数
	教諭	小学校	教諭	幼稚園	教諭	専修免許状			
専修免許状	二種免許状	一種免許状	専修免許状		二種免許状	一種免許状	専修免許状		
	四	四			五	四			
	二九	二一			三〇	一〇			
一五	二	五	一五			六	一五		
一五	四五	四五	一五	四五	四五	四五	一五		

第十一條 免許法別表第二の規定により普通免許状の授与を受ける場合（特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

中学校	小学校			（移設）	第一欄 受けようとする免許 状の種類	第二欄 教科に関する科目 教職に関する科目	第三欄 教科又は 教職に 関する 科目 数
	教諭	小学校	専修免許状				
専修免許状	二種免許状	一種免許状	専修免許状				
	四	四					
	二九	二一					
一五	二	五	一五				
一五	四五	四五	一五				

十条の三及び第十条の四に規定する一種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

		教諭	
		高等学 校教諭	高等学 校教諭
備考 一・二 (略)	(削除)	一種免許状	二種免許状
		一〇	一〇
		二	二
		八	五
		四五	四五
		一種免許状	二種免許状
		一〇	一〇
		二	二
		四	四
		四五	四五

		教諭	
		高等学 校教諭	高等学 校教諭
備考 一・二 (略)	幼稚園 教諭	一種免許状	二種免許状
		一〇	一〇
		二	二
		八	五
		四五	四五
		一種免許状	二種免許状
		一〇	一〇
		二	二
		四	四
		四五	四五

受ける場合にあつては、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第一欄に掲げる教科に関する科目四単位及び教職に関する科目六単位を含めて二十単位を、高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科に関する科目五単位及び教職に関する科目五単位を含めて二十単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

四 (略)

2 (略)

第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、同表備考第七号の規定により十単位の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

幼稚園教諭 一種免許状	受けようとする免許状の種類		最低修得単位数
	教科に関する科目	教職に関する科目	
一	教科に関する科目	教職に関する科目	
二	教科又は教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	

受ける場合にあつては、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科に関する科目四単位及び教職に関する科目六単位を含めて二十単位を、高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科に関する科目五単位及び教職に関する科目五単位を含めて二十単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

四 (略)

2 (略)

第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、同表備考第七号の規定により十単位の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(移設)	受けようとする免許状の種類		最低修得単位数
	教科に関する科目	教職に関する科目	
一	教科に関する科目	教職に関する科目	
二	教科又は教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	

備考 (略)	(削除)	高 等 學 校 教 諭	中 學 校 教 諭	小 學 校 教 諭	
		一 種 免 許 狀	一 種 免 許 狀	一 種 免 許 狀	一 種 免 許 狀
		三	三	三	一
		四	六	五	八
		三	一	二	九

第十五条 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通

。それ第四条又は第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

2
•
3
(路)

の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第一欄に

備考 (略)	幼稚園教諭		高等学校教諭		中學校教諭		小學校教諭	
	二種免許狀	一種免許狀	一種免許狀	二種免許狀	一種免許狀	二種免許狀	一種免許狀	二種免許狀
一	一	三	三	三	一	一	一	一
九	七	四	六	五	八	七		
	二	三	一	二	一	一	二	

第十五条 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通

。それぞれ第三条又は第四条に定める修得方法の例にならうものとする。

2 • 3 (暨) (暨)

の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第一欄に

掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ免許法別表第四の高等学校教諭の一種免許状の項第三欄に定める単位数から、教科に関する科目については四単位を、教職に関する科目については一単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、第一項の規定を適用する。

第一欄	第二欄	第三欄
受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類	修得したものとみなす教科に関する科目の単位数
第五条に規定するもの		

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の教科に関する科目の単位の修得方法は、第四条に定める職業についての修得方法又は第五条に定める看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船についての修得方法の例にならうものとし、教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ免許法別表第四の高等学校教諭の一種免許状の項第三欄に定める単位数から、教科に関する科目については四単位を、教職に関する科目については一単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、第一項の規定を適用する。

第一欄	第二欄	第三欄
受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類	修得したものとみなす教科に関する科目の単位数
第四条に規定するもの		

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の教科に関する科目の単位の修得方法は、第三条に定める職業についての修得方法又は第四条に定める看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船についての修得方法の例にならうものとし、教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

第十八条の二 免許法別表第八に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

状 種 教 小 学 校		状 種 教 幼 稚 園		類 状 の 種 受けよ うとす る免許				
中 学 校	状 通 教 幼 稚 園	状 通 教 小 学 校	状 通 教 普	校 の 免	必 要 と す る学	有 す るこ と を	教 科	最 低 修 得 单 位 数
一〇	一〇			法 の 指 導	各 教 科	教 職 に 関 す る科 目		
	一			導 法 道 徳 の 指	教 育 課 程 及 び 指 導 法 に 関 す る科 目			
		六		導 法 容 の 指	保 育 内			
二	二			科 す に 導 路 び 談 育 、 指 導 生 徒	目 す に 等 指 進 及 相 教			
					は 教 職 に 関 す る科 目	教 科 又		

第十八条の二 免許法別表第八に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

状 種 教 小 学 校		(移設)	類 状 の 種 受けよ うとす る免許					
中 学 校	状 通 教 幼 稚 園		校 の 免	必 要 と す る学	有 す るこ と を	教 科	最 低 修 得 单 位 数	
一〇	一〇		法 の 指 導	各 教 科	教 職 に 関 す る科 目			
	一		導 法 道 徳 の 指	教 育 課 程 及 び 指 導 法 に 関 す る科 目				
			導 法 容 の 指	保 育 内				
二	二		科 す に 導 路 び 談 育 、 指 導 生 徒	目 す に 等 指 進 及 相 教				
				は 教 職 に 関 す る科 目	教 科 又			

備考 一 教科に関する科目の単位の修得方法は、第四条に定める修得	(削除)	許 状 一 校 高 等 学	状 種 免 教 諭 中 学 校		
		く。状 種 通 教 諭 中 学 校	許 状 普 校 高 等 学	状 通 教 諭 小 学 校	状 通 教 諭 普
		(二) 除 許	免 免 免 免	免 免 免 免	免 免 免 免
		二	二	二	二
		八	四		
				一〇	

備考 一 教科に関する科目の単位の修得方法は、第三条に定める修得	幼稚園	状 種 免 教 諭 中 学 校	
		状 種 免 教 諭 小 学 校	許 状 一 校 高 等 学
		く。状 種 通 教 諭 中 学 校	許 状 普 校 高 等 学
		(二) 除 許	免 免 免 免
		二	二
		六	
		二	二
		八	四

方法の例にならうるものとする。

二（略）

三 教科又は教職に関する科目の修得方法は、第六条の一に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては書道（書写を中心とする。）について一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ一単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては日本史及び外国史並びに地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ一単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち三以上の科目についてそれぞれ一単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては工芸について一単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修

方法の例にならうるものとする。

二（略）

三 教科又は教職に関する科目の修得方法は、第六条の一に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては書道（書写を中心とする。）について一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ一単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては日本史及び外国史並びに地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ一単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち三以上の科目についてそれぞれ一単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては工芸について一単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修

得するものとし、中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第五条の表第二欄に掲げる地理歴史の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる公民の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる情報の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報社会及び情報倫理並びにコンピュータ及び情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる工業の教科に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）並びに家庭電気・機械及び情報処理についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

第二十七条 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第一号の三及び第三号に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに免許法別表第二の二備考第一

得するものとし、中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第四条の表第二欄に掲げる地理歴史の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる公民の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる情報の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報社会及び情報倫理並びにコンピュータ及び情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる工業の教科に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）並びに家庭電気・機械及び情報処理についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

第二十七条 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第一号の三及び第三号に規定する小学校、中学校、特別支援学校又は幼稚園の教員養成機関並びに免許法別表第二の二備考第一

二号に規定する栄養教諭の教員養成機関に対する文部科学大臣の指定に関しては、この章の定めるところによる。

第三十二条 免許法別表第一の幼稚園、小学校及び中学校の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関、免許法別表第二の養護教諭の二種免許状のイの項の指定教員養成機関並びに免許法別表第二の二の栄養教諭の一様免許状及び二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

2～4 (略)

第六十五条の七 免許法第三条の二第一項第六号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項、第七十二条第一項、第一百一十六条、第一百一十七条第一項及び第一百一十八条に規定する道徳の一部、同令第五十条第一項、第七十二条第一項、第八十三条、第一百一十六条、第一百一十七条第一項及び第一百一十八条に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領及び同令第一百一十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるクラブ活動とする。

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、免許法第五条第一項第一号ただし書の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の資格を

二号に規定する栄養教諭の教員養成機関に対する文部科学大臣の指定に関しては、この章の定めるところによる。

第三十二条 免許法別表第一の小学校、中学校及び幼稚園の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関、免許法別表第二の養護教諭の二種免許状のイの項の指定教員養成機関並びに免許法別表第二の二の栄養教諭の一様免許状及び二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

2～4 (略)

第六十五条の七 免許法第三条の二第一項第六号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第二十四条第一項、第五十三条第一項、第七十三条の七、第七十三条の八第一項及び第七十三条の九に規定する道徳の一部、同令第二十四条第一項、第五十三条第一項、第五十七条、第七十三条の七、第七十二条の八第一項及び第七十三条の九に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第十五条规定する小学校学習指導要領及び同令第七十三条の十に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるクラブ活動とする。

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、免許法第五条第一項第一号ただし書の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の資格を

有するものと認める。

一・二（略）

三 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により、大学への入学を認められた者

四 学校教育法施行規則第一百五十条の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（前号に該当する者を除く。）

五（略）

第六十六条の三 免許法第十六条の五第一項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び第一百一十六条に規定する総合的な学習の時間とする。

2 免許法第十六条の五第一項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第七十二条第一項及び第一百一十七条第一項に規定する総合的な学習の時間とする。

第六十六条の三 免許法第十六条の五第一項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第二十四条第一項及び第七十三条の七に規定する総合的な学習の時間とする。

2 免許法第十六条の五第一項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十三条第一項及び第七十三条の八第一項に規定する総合的な学習の時間とする。

第六十六条の四 免許法別表第一備考第一号の一に規定する学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、学校教育法第一百一一条第一項の規定により大学院への入学を認められる場合とする。

第六十六条の四 免許法別表第一備考第二号の一に規定する学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、学校教育法第六十七条第一項の規定により大学院への入学を認められる場合とする。

第六十六条の七 免許法別表第一備考第五号口の規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する

第六十六条の七 免許法別表第一備考第五号口の規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する

有するものと認める。

一・二（略）

三 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により、大学への入学を認められた者

四 学校教育法施行規則第六十九条の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（前号に該当する者を除く。）

五（略）

科目として適当であると認める科目の単位は、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄 課程	第二欄 免許状の種類	第三欄 単位数
短期大学の専攻科	幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状	二
	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	五
(略)		

第六十六条の九 免許法別表第一の二備考第一号の規定により学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、学校教育法第一百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得し卒業した場合とする。

第六十七条 免許法別表第三の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる学校以外の教育施設において教育に従事した者（免許法別表第三備考第一号の規定により実務に関する証明を受けることのできる

科目として適当であると認める科目の単位は、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄 課程	第二欄 免許状の種類	第三欄 単位数
短期大学の専攻科	小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状	二
	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	五
(略)		

第六十六条の九 免許法別表第一の二備考第一号の規定により学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められる場合は、学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得し卒業した場合とする。

第六十七条 免許法別表第三の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる学校以外の教育施設において教育に従事した者（免許法別表第三備考第一号の規定により実務に関する証明を受けることのできる

者を除く。）は、それぞれ第二欄に掲げる学校の教員に相当するものとし、その勤務成績についての実務証明責任者は第三欄に掲げるとおりとする。

第一欄	第二欄	第三欄
（略）	（略）	（略）
外国の教育施設又はこれに準ずるもの（前項に掲げるものを除き、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第二百三十六号）に基づき派遣された場合に限り。第七十条の二において同じ。）	授業を担当した課程に応じ、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校	独立行政法人国際協力機構の理事長

第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは特別支援学校の小学部の教諭若しくは講師の職とする。

第六十八条の二 免許法別表第五備考第一号の一に規定する資格は、学

者を除く。）は、それぞれ第二欄に掲げる学校の教員に相当するものとし、その勤務成績についての実務証明責任者は第三欄に掲げるとおりとする。

第一欄	第二欄	第三欄
（略）	（略）	（略）
外国の教育施設又はこれに準ずるもの（前項に掲げるものを除き、独立行政法人国際協力機構の理事長）	授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校又は幼稚園	独立行政法人国際協力機構の理事長

第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは特別支援学校の小学部の教諭若しくは講師の職とする。

第六十八条の二 免許法別表第五備考第一号の一に規定する資格は、学

校教育法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められることとする。

第六十九条 免許法別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の職とする。

第六十九条 免許法別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは特別支援学校の小学部の教諭若しくは講師の職とする。

第六十九条の三 免許法別表第六備考第四号に規定する文部科学省令で定める職員は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

第七十二条 (略)

2 専修免許状には、大学院での専攻を記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの分野に関する単位を十二単位以上修得した場合は、大学院での専攻に加えて当該分野を記入することができる。

一 幼稚園教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心

校教育法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められることとする。

第六十九条 免許法別表第六備考第四号に規定する文部科学省令で定める職員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

第七十二条 (略)

2 専修免許状には、大学院での専攻を記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの分野に関する単位を十二単位以上修得した場合は、大学院での専攻に加えて当該分野を記入することができる。

(移設)

理学、教育臨床、幼児教育又は授与権者が適当と認めた分野

一 (略)

二 (略)

(削除)

四～六 (略)

3 (略)

附 則

4 免許法附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(略)

備考 この表各号の教科に関する科目及び教職に関する科目の単

位の修得方法は、それぞれ第四条、第五条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

--	--

7 改正法附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようと/orする免許 状の種類	最低修得単位数
----------------------	---------

一 (略)

二 (略)

幼稚園教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心理学、教育臨床、幼児教育又は授与権者が適当と認めた分野

四～六 (略)

3 (略)

附 則

4 免許法附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(略)

備考 この表各号の教科に関する科目及び教職に関する科目の単

位の修得方法は、それぞれ第三条、第四条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

--	--

7 改正法附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようと/orする免許 状の種類	最低修得単位数
----------------------	---------

一般教育 科目	専門科目		
	教科に関するもの	教職に関するもの	特殊教育に関するもの
幼稚園又は小学校の教諭の二級普通免許状	五		
(略)	五		
	五		

9 改正法附則第五項の表備考第四号又は第五号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科に関する専門科目五単位以上、教職に関する専門科目五単位以上とし、教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条、第三条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

10 改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科に関する科目二十単位、教職に関する科目二十四単位及び教科又は教職に関する科目十六単位を含めて九十単位を修得するものとし、教科に関する科目及び教職に関する科目の単位の修得方法にあつてはそれぞれ第五条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

一般教育 科目	専門科目		
	教科に関するもの	教職に関するもの	特殊教育に関するもの
小学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状	五		
(略)	五		
	五		

9 改正法附則第五項の表備考第四号又は第五号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科に関する専門科目五単位以上、教職に関する専門科目五単位以上とし、教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条、第五条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

10 改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科に関する科目二十単位、教職に関する科目二十四単位及び教科又は教職に関する科目十六単位を含めて九十単位を修得するものとし、教科に関する科目及び教職に関する科目の単位の修得方法にあつてはそれぞれ第四条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

13 改正法附則第三項の規定により旧法第六条別表第四に規定する幼稚

13 改正法附則第三項の規定により旧法第六条別表第四に規定する小學

園、小学校若しくは中学校の教諭の仮免許状に係る所要資格、同条別

表第五に規定する中学校若しくは高等学校において職業実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担任する教諭の仮免許状に係る所要資格又は同条別表第六に規定する養護教諭仮免許状に係る所要資格を得た者又は改正法附則第四項の規定により旧法第六条別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者で、これらの学校の教諭（講師を含む。）になろうとするものは、授与権者に願い出て所要資格を得たむねの証明を受けなければならぬ。

校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格、同条別表第五に規定する中学校若しくは高等学校において職業実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担任する教諭の仮免許状に係る所要資格又は同条別表第六に規定する養護教諭仮免許状に係る所要資格を得た者又は改正法附則第四項の規定により旧法第六条別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者で、これらの学校の教諭（講師を含む。）になろうとするものは、授与権者に願い出て所要資格を得たむねの証明を受けなければならぬ。

20 免許法附則第四項の官公庁又は私立学校において教育事務に従事する職員は、学校教育法施行規則第二十条第一号イからヌまでに掲げる職にある者とする。

34 免許法附則第十五項に規定する文部科学省令で定める事項は、学校教育法施行規則第五十二条第一号イからヌまでに規定する小学校学習指導要領で定める保健に係る事項とする。

校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格、同条別表第五に規定する中学校若しくは高等学校において職業実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担任する教諭の仮免許状に係る所要資格又は同条別表第六に規定する養護教諭仮免許状に係る所要資格を得た者又は改正法附則第四項の規定により旧法第六条別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者で、これらの学校の教諭（講師を含む。）になろうとするものは、授与権者に願い出て所要資格を得たむねの証明を受けなければならぬ。

20 免許法附則第四項の官公庁又は私立学校において教育事務に従事する職員は、学校教育法施行規則第八条第一号イからヌまでに掲げる職にある者とする。

34 免許法附則第十五項に規定する文部科学省令で定める事項は、学校教育法施行規則第二十五条に規定する小学校学習指導要領で定める保健に係る事項とする。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十九年文部省令第二十九号）【第十条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>2 この省令施行の際、現に私立学校の校長（学長を除く。）の職にある者は、改正後の学校教育法施行規則第二十条及び第二十一条の規定にかかわらず、引き続きその職にあることができる。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この省令施行の際、現に私立学校の校長（学長を除く。）の職にある者は、改正後の学校教育法施行規則第八条及び第九条の規定にかかわらず、引き続きその職にあることができる。</p>

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二一十八号）【第十一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（学部以外の基本組織）</p> <p>第六条 学校教育法第八十五条规定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（学部以外の基本組織）</p> <p>第六条 学校教育法第五十三条规定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p>
<p>（学校教育法第二百二十三条に定める大学についての適用除外）</p> <p>第四十四条 第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項及び第五項、第三十七条並びに第三十七条の二の規定は、学校教育法第二百二十三条に定める大学には適用しない。</p>	<p>（学校教育法第六十八条に定める大学についての適用除外）</p> <p>第四十四条 第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項及び第五項、第三十七条並びに第三十七条の二の規定は、学校教育法第六十八条に定める大学には適用しない。</p>

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（教職員）	（教職員）
第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。	第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。	2 特別の事情があるときは、前項の教諭は、専任の教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつてこれに代えることができる。
3 専任でない園長を置く幼稚園にあっては、前一項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。	3 専任でない園長を置く幼稚園にあっては、前一項の規定により置く教諭、助教諭又は講師のほか、教頭、教諭、助教諭又は講師一人を置くことを原則とする。	4 （略）
第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。	第六条 幼稚園には、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。	（保育所等との合同活動等に関する特例）
第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の児童と当該	第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の児童と当該	（保育所等との合同活動等に関する特例）

幼稚園に在籍しない者と共に保育することができる。

- 一 当該幼稚園と幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前教育等推進法」という。）第三条第一項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成する保育所等（就学前教育等推進法第二条第四項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、経済的・社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第二十三条第一号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合

（略）

2

- 一 当該幼稚園と幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前教育等推進法」という。）第三条第二項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成する保育所等（就学前教育等推進法第二条第四項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、経済的・社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第七十八条第一号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合

（略）

学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）【第十三条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一章 健康診断</p> <p>第一節 就学時の健康診断（第一条・第二条）</p> <p>第二節 幼児、児童、生徒及び学生の健康診断（第三条 第八条の二）</p> <p>第三節 職員の健康診断（第九条 第十八条）</p> <p>第二章 伝染病の予防（第十九条 第二十二条）</p> <p>第二章の二 環境衛生検査及び安全点検</p> <p>第一節 環境衛生検査（第二十二条の一 第二十二条の四）</p> <p>第二節 安全点検（第二十二条の五 第二十二条の七）</p> <p>第三章 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則（第二十三条 第二十五条）</p> <p>第四章 国の補助（第二十六条 第二十八条）</p> <p>第五章 雑則（第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>第二節 幼児、児童、生徒及び学生の健康診断</p>	<p>第一章 健康診断</p> <p>第一節 就学時の健康診断（第一条・第二条）</p> <p>第二節 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断（第三条 第八条の二）</p> <p>第三節 職員の健康診断（第九条 第十八条）</p> <p>第二章 伝染病の予防（第十九条 第二十二条）</p> <p>第二章の二 環境衛生検査及び安全点検</p> <p>第一節 環境衛生検査（第二十二条の一 第二十二条の四）</p> <p>第二節 安全点検（第二十二条の五 第二十二条の七）</p> <p>第三章 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則（第二十三条 第二十五条）</p> <p>第四章 国の補助（第二十六条 第二十八条）</p> <p>第五章 雑則（第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>第二節 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断</p>
(時期)	(時期)

第三条 法第六条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。

2 (略)

(方法及び技術的基準)

第五条 (略)

2～5 (略)

6 前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む)以下この条において同じ。)の全児童、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第一学年以上の生徒、高、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第一学年以上の生徒、高等専門学校の第一学年以上の学生並びに大学の全学生については、心電図検査を除くことができる。

7 (略)

8 前条第一項第十一号の寄生虫卵の有無は、直接塗沫法によつて検査するものとし、特に十一指腸虫卵又は蟻虫卵の有無の検査を行なう場合は、十二指腸虫卵にあつては集卵法により、蟻虫卵にあつてはセロハンテープ法によるものとする。

9 (略)

(健康診断票)

第三条 法第六条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行なうものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。

2 (略)

(方法及び技術的基準)

第五条 (略)

2～5 (略)

6 前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、小学校の第一学年以上の児童、中学校及び高等学校の第一学年以上の生徒、高等専門学校の第一学年以上の学生、大学の全学生並びに幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む)以下この条において同じ。)の全児童については、心電図検査を除くことができる。

7 (略)

8 前条第一項第十一号の寄生虫卵の有無は、直接塗沫法によつて検査するものとし、特に十一指腸虫卵又は蟻虫卵の有無の検査を行なう場合は、十二指腸虫卵にあつては集卵法により、蟻虫卵にあつてはセロハンテープ法によるものとする。

9 (略)

(健康診断票)

第六条 学校においては、法第六条第一項の健康診断を行つたときは、
幼児、児童、生徒又は学生（以下「幼児等」という。）の健康診断票
を作成しなければならない。

2 (略)

3 校長は、幼児等が転学した場合においては、その作成に係る当該幼
児等の健康診断票を転学先の校長に送付しなければならない。

4 幼児等の健康診断票は、五年間保存しなければならない。ただし、
第一項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該
健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から五年
間とする。

(事後措置)

第七条 学校においては、法第六条第一項の健康診断を行つたときは、
二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、
児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十一年法律第二十
六号）第十六条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該
学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第七条の
措置をとらなければならない。

一～九 (略)

2 (略)

(保健調査)

第六条 学校においては、法第六条第一項の健康診断を行つたときは、
児童、生徒、学生又は幼児の健康診断票を作成しなければならない。

2 (略)

3 校長は、児童、生徒、学生又は幼児が転学した場合においては、そ
の作成に係る当該児童、生徒、学生又は幼児の健康診断票を転学先の
校長に送付しなければならない。

4 児童、生徒、学生又は幼児の健康診断票は、五年間保存しなければ
ならない。ただし、第一項の規定により送付を受けた児童又は生徒の
健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を
卒業した日から五年間とする。

(事後措置)

第七条 学校においては、法第六条第一項の健康診断を行つたときは、
二十一日以内にその結果を児童、生徒又は幼児にあつては当該児童、
生徒又は幼児及びその保護者（学校教育法（昭和二十一年法律第二十
六号）第十七条第一項に規定する保護者をいう。）に、学生にあつ
ては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法
第七条の措置をとらなければならない。

一～九 (略)

2 (略)

(保健調査)

第八条の二 法第六条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行つに当たつては、小学校においては入学時及び必要と認めるとき、小学校以外の学校においては必要と認めるときに、あらかじめ幼児等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

第八条の二 法第六条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行なうに当たつては、小学校においては入学時及び必要と認めるとき、小学校以外の学校においては必要と認めるときに、あらかじめ児童、生徒、学生又は幼児の発育、健康状態等に関する調査を行なうものとする。

(出席停止の報告事項)

第二十一条 令第六条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

一～三 (略)

四 出席を停止させた幼児等の学年別人員数

五 (略)

(伝染病の予防に関する細目)

第二十二条 校長は、学校内において、伝染病にかかりており、又はかかるつてある疑がある幼児等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十二条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

る。

2・3 (略)

(伝染病の予防に関する細目)

第二十二条 校長は、学校内において、伝染病にかかりており、又はかかるつてある疑がある児童、生徒、学生又は幼児を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十二条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

る。

2・3 (略)

(安全点検)

第二十二条の五 法第二条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか

る。

(安全点検)

第二十二条の五 法第二条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか

、申請書に回ふ上、支那駅事務所が開設する窓口及び該機の申請書にて、この手続上にはなされたい。

2 (盤)

第1号様式(略)(第2条関係)

就学時健康診断票

(略)

(注) 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。

1~3 (略)

4 「栄養状態」の欄 栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する
と認めた者を「要注意」と記入する。

5~13 (略)

14 「事後措置」の欄 法第5条の規定によつて市町村の教育委員
会がとるべき事後措置に関する必要な事項を具体的に記入する。

15・16 (略)

、申請書に回ふ上、支那駅事務所が開設する窓口及び該機の申請書にて、この手続上にはなされたい。

2 (盤)

第1号様式(略)(第2条関係)

就学時健康診断票

(略)

(注) 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。

1~3 (略)

4 「栄養状況」の欄 栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する
と認めた者を「要注意」と記入する。

5~13 (略)

14 「事後処置」の欄 法第5条の規定によつて市町村の教育委員
会がとるべき事後措置に関する必要な事項を具体的に記入する。

15・16 (略)

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）【第十四条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（学級数等の算定の特例日）	（学級数等の算定の特例日）
第二条（略）	第二条（略）
2（略）	2（略）
3 法第五条の一第一項及び第二項の文部科学大臣の定める日は、公立の中学校で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの又は公立の中等教育学校の設置年度又は第一学年の学級数を増加する年度の翌々年度の五月一日とする。	3 法第五条の一第一項及び第二項の文部科学大臣の定める日は、公立の中学校で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの又は公立の中等教育学校の設置年度又は第一学年の学級数を増加する年度の翌々年度の五月一日とする。
4・5（略）	4・5（略）

技能教育施設の指定等に関する規則（昭和三十七年文部省令第八号）【第十五条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（連携措置をとることができる科目）</p> <p>第五条 高等学校の校長は、第二条第一項の教科に属する科目について 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定による 技能教育のための施設における学習を高等学校の教科の一部の履修と みなす措置（以下「連携措置」という。）をとることができる。高等 学校のその他の教科に属する科目で、指定を受けた技能教育のための 施設（以下「指定技能教育施設」という。）における技能教育の科目 に対応するものとして文部科学大臣が適当と認めるものについても、 同様とする。</p>	<p>（連携措置をとることができる科目）</p> <p>第五条 高等学校の校長は、第二条第一項の教科に属する科目について 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条の「」の規定に よる技能教育のための施設における学習を高等学校の教科の一部の履 修とみなす措置（以下「連携措置」という。）をとることができる。 高等学校のその他の教科に属する科目で、指定を受けた技能教育のた めの施設（以下「指定技能教育施設」という。）における技能教育の 科目に対応するものとして文部科学大臣が適当と認めるものについて も、同様とする。</p>
<p>2 (略)</p>	

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（昭和三十七年文部省令第二十八号）【第十六条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>2 学校教育法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百六十六号。以下「改正法」という。）の施行の際、現に改正法による改正前の学校教育法（以下「旧法」という。）第四条の規定により高等学校の通信教育の開設についてされている認可は、改正法による改正後の学校教育法第四条の規定により、当該高等学校の所在する都道府県の区域を通信教育を行う区域とする高等学校の通信制の課程の設置についてされた認可とみなす。</p> <p>3 改正法施行の際、現に高等学校の通信教育を受けている生徒が旧法第四十五条第一項の規定により行なわれた高等学校の通信教育により既に修得した科目の単位数及び指導を受けた特別教育活動の時間数は、<u>学校教育法第五十四条第一項の規定による通信制の課程で行なわれた教育</u>により修得した科目の単位数及び指導を受けた特別教育活動の時間数とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>2 学校教育法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百六十六号。以下「改正法」という。）の施行の際、現に改正法による改正前の学校教育法（以下「旧法」という。）第四条の規定により高等学校の通信教育の開設についてされている認可は、改正法による改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第四条の規定により、当該高等学校の所在する都道府県の区域を通信教育を行なう区域とする高等学校の通信制の課程の設置についてされた認可とみなす。</p> <p>3 改正法施行の際、現に高等学校の通信教育を受けている生徒が旧法第四十五条第一項の規定により行なわれた高等学校の通信教育により既に修得した科目の単位数及び指導を受けた特別教育活動の時間数は、<u>新法第四十五条第一項の規定による通信制の課程で行なわれた教育</u>により修得した科目の単位数及び指導を受けた特別教育活動の時間数とみなす。</p>

高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第二十一号）【第十七条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（教諭の数等）</p> <p>第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第九十七条の規定は適用しない。</p>	<p>（教諭の数等）</p> <p>第五条 実施校における通信制の課程に係る教頭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第六十三条の三の規定は適用しない。</p>

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第一号）【第十八条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（発行者の指定の申請書の提出）</p> <p>第七条 法第十八条第一項の教科用図書発行者の指定を受けようとする者は、発行しようとする義務教育諸学校の教科用図書（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下同じ。）が採択されることとなる年度の前年度の一月三十日までに、第八号様式による申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（発行者の指定の申請書の提出）</p> <p>第七条 法第十八条第一項の教科用図書発行者の指定を受けようとする者は、発行しようとする義務教育諸学校の教科用図書（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一百七条に規定する教科用図書を除く。以下同じ。）が採択されることとなる年度の前年度の一月三十日までに、第八号様式による申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第一号様式（第二条関係）</p> <p>別紙二</p>	<p>第一号様式（第二条関係）</p> <p>別紙二</p>

教科用図書受領報告書明細票

(注) 1 この表は、特別支援学校用教科書目録に登載された教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（以下「一般図書」という。）に係る様式であること。

教科用図書受領報告書明細票

(注) 1 この表は、特別支援学校用教科書目録に登載された教科用図書及び学校教育法第107条に規定する教科用図書（以下「一般図書」という。）に係る様式であること。

2~4 (略)

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）【第十九条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨）	（趣旨）
第一条 学校教育法（以下「法」という。）第十八条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子（以下「就学義務猶予免除者」という。）等について、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定を行う場合は、この省令の定めるところによる。	第一条 学校教育法（以下「法」という。）第十三条（法第三十九条第三項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女（以下「就学義務猶予免除者」という。）等について、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定を行う場合は、この省令の定めるところによる。
（受験資格）	（受験資格）
第二条 認定試験を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。	第二条 認定試験を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
一 （略）	一 （略）
二 保護者が法第十八条の規定による就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、受験しようとする認定試験の日の属する年度の終わりまでに満十五歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの（第四号に掲げる者を除く。）	二 保護者が法第二十二条の規定による就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、受験しようとする認定試験の日の属する年度の終わりまでに満十五歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの（第四号に掲げる者を除く。）
三・四 （略）	三・四 （略）

(認定)

第八条（略）

2（略）

3 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）

第四条に規定する試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（同規則附則第一条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第四条に規定する受験科目の全部（旧規程による大学入学資格検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含み、中学校（特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の中等部を含む。）を卒業した者及び中等教育学校の前期課程を修了した者並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十五条の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者を除く。）は、認定された者とみなす。

(認定)

第八条（略）

2（略）

3 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）

第四条に規定する試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（同規則附則第一条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第四条に規定する受験科目の全部（旧規程による大学入学資格検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含み、中学校（特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の中等部を含む。）を卒業した者及び中等教育学校の前期課程を修了した者並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十三条の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者を除く。）は、認定された者とみなす。

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）【第二十条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資金収支内訳表の記載方法等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 学校教育法（昭和二十二年法律第一一十六号）第一百三十三条に規定する大学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究科は大学の学部とみなす。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（資金収支内訳表の記載方法等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 学校教育法（昭和二十二年法律第一一十六号）第六十八条に規定する大学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究科は大学の学部とみなす。</p> <p>4・5（略）</p>

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）【第二十一条関係】

(傍線の部分は改正部分)

特別支援学校教員資格認定試験	高等学校教員資格認定試験	小学校教員資格認定試験	幼稚園教員資格認定試験	認定試験の種類	上欄	下欄	(試験の種類等)
(略)	(略)	(略)	(略)	普通免許状の種類 免許教科等	上欄 下欄	上欄 下欄	第二条 認定試験の種類は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同欄に掲げる認定試験に合格した者にそれぞれ同表の下欄に掲げる普通免許状を授与する。
特別支援学校教員資格認定試験	高等学校教員資格認定試験	小学校教員資格認定試験	幼稚園教員資格認定試験	認定試験の種類	上欄	下欄	(試験の種類等)
(略)	(略)	(略)	(略)	普通免許状の種類 免許教科等	上欄 下欄	上欄 下欄	第一条 認定試験の種類は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同欄に掲げる認定試験に合格した者にそれぞれ同表の下欄に掲げる普通免許状を授与する。

(受験資格)

第三条 幼稚園教員資格認定試験を受けることができる者は、次に掲げる者で文部科学大臣が定める資格を有するものとする。

- 一 大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者
- 二 前号に掲げる者のほか、高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則第六十六条各号の一に該当する者で、受験しようとする幼稚園教員資格認定試験の施行の日の属する年度の四月一日における年齢が満二十歳以上のもの

幼稚園教員資格認定試験
幼稚園教諭二種免許状

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

幼稚園教員資格認定試験
幼稚園教諭二種免許状

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

第三条 (移設)

(受験資格)

第三条 (移設)

第九条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上欄	下欄
一 認定試験を受けようとする者	
幼稚園教員資格認定試験	円 七千六百
小学校教員資格認定試験、高等学校教員資格認定試験又は特別支援学校教員資格認定試験	円 五千六百

上欄	下欄
一 認定試験を受けようとする者	
小学校教員資格認定試験、高等学校教員資格認定試験又は特別支援学校教員資格認定試験	円 五千六百
幼稚園教員資格認定試験	円 七千六百

第九条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第一一十八号）【第二十二条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（大学院の課程）	（大学院の課程）
第二条 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第一項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。	第一条 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第六十五条第一項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。
2 （略）	2 （略）
（研究科以外の基本組織）	（研究科以外の基本組織）
第七条の二 学校教育法第一百条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科以外の基本組織」という。）は、当該大学院の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切でないと認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。	第七条の三 学校教育法第六十六条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織（以下「研究科以外の基本組織」という。）は、当該大学院の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。
一～三 （略）	一～三 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）
（博士課程の修了要件）	（博士課程の修了要件）
第十七条 （略）	第十七条 （略）
2 （略）	2 （略）

3 第一項及び前項の規定にかかるわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十六条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、一年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程

3 第一項及び前項の規定にかかるわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十条の二の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、一年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減じた期間とし、前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程

を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

（独立大学院）

第二十三条 学校教育法第百三條に定める大学に置く大学院（以下「独立大学院」という。）の研究科の種類及び数、教員数その他は、当該大学院の教育研究上の目的に応じ適當な規模内容を有すると認められるものとする。

を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

（独立大学院）

第二十三条 学校教育法第六十八條に定める大学に置く大学院（以下「独立大学院」という。）の研究科の種類及び数、教員数その他は、当該大学院の教育研究上の目的に応じ適當な規模内容を有すると認められるものとする。

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第一号）【第二二十三条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 組織編制（第一条 第七条）</p> <p>第三章 教育課程等（第八条 第十六条）</p> <p>第四章 教員（第十七条 第二十条）</p> <p>第五章 施設及び設備等（第二十一条 第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（教員の資格）</p> <p>第十八条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <p>一・一（略）</p> <p>三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者</p> <p>四・六（略）</p>	<p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 組織編制（第二条 第七条）</p> <p>第三章 教科等（第八条 第十六条）</p> <p>第四章 教員（第十七条 第二十条）</p> <p>第五章 施設及び設備等（第二十一条 第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（教員の資格）</p> <p>第十八条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <p>一・一（略）</p> <p>三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上教諭の経験のある者</p> <p>四・六（略）</p>

大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第二十二号）【第二十四条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（専任教員数）</p> <p>第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十六条に規定する通信による教育を行う学部（以下「通信教育学部」という。）における専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（専任教員数）</p> <p>第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条に規定する通信による教育を行う学部（以下「通信教育学部」という。）における専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）【第二十五条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（専任教員数）</p> <p>第九条 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一百八条第六項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（専任教員数）</p> <p>第九条 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第六十九条の二第一六項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員の数は、別表第一により定める教授、准教授、講授、講師又は助教の数以上とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）【第二十六条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行	
（第一次試験の一 部免除）	（第一次試験の一 部免除）	
第六条 法第五条第二項の文部科学省令で定める資格を有する者は、次の表の上欄に掲げる者とし、その者に対して、それぞれ、同表の中欄に掲げる試験の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目を免除する。	第六条 法第五条第二項の文部科学省令で定める資格を有する者は、次の表の上欄に掲げる者とし、その者に対して、それぞれ、同表の中欄に掲げる試験の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目を免除する。	
免除を受けることができる者	試験の区分	科 目
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二 十六号）第一百四条に規定する学士の学位（理科系統の専攻分野のものに限る。）を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者 二～二十四（略）	全技術部門 共通科目	
免除を受けることができる者	試験の区分	科 目
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二 十六号）第六十八条の二に規定する学士の学位（理科系統の専攻分野のものに限る。）を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者 二～二十四（略）	全技術部門 共通科目	
（略）		

単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）【第二二十七条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この省令は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十 一号）<u>第一百二条第一項</u>の規定により学年による教育課程の区分を設け ない全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程（以下「単位制に よる課程」という。）に関し、同令の特例その他必要な事項を定める ものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この省令は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十 一号）<u>第六十四条の三第一項</u>の規定により学年による教育課程の区分 を設けない全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程（以下「単 位制による課程」という。）に関し、同令の特例その他必要な事項を 定めるものとする。</p>

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年文部省令第三二号）【第二十八条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
4 国立及び公立の幼稚園、高等学校及び中等教育学校の校長の資格についての学校教育法施行規則第二十条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状又は一種免許状）」とする。	4 国立及び公立の高等学校、中等教育学校及び幼稚園の校長の資格についての改正後の学校教育法施行規則（以下「新規則」という。）第八条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状又は一種免許状）」とする。
5 この省令の施行の際現に校長又は教員（学長及び大学の教員並びに高等専門学校の校長及び教員を除く。以下同じ。）である者については、小学校、中学校又は特別支援学校の校長の資格についての学校教育法施行規則第二十条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状（高等学及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状」とする。	5 この省令の施行の際現に校長又は教員（学長及び大学の教員並びに高等専門学校の校長及び教員を除く。以下同じ。）である者については、小学校、中学校又は特別支援学校の校長の資格についての新規則第八条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状（高等学及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状」とする。
6 前二項の規定は、教頭の資格についての学校教育法施行規則第二十	6 前二項の規定は、教頭の資格についての新規則第十条において準用

二二条において準用する同令第二十一条第一号の規定の適用について準用する。

する新規則第八条第一号の規定の適用について準用する。

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第一十号）【第二十九条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第六十一条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書の検定に関し必要な事項は、この省令の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第二十一條第一項（同法第四十条、第五十一条、第五十一條の九第一項及び第七十六条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書の検定に関し必要な事項は、この省令の定めるところによる。</p>

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成二年文部省令第四十五号）【第三十条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>2 第一条の規定による改正前の学校教育法施行規則第六十三条第一号又は第六十九条第二号の規定により指定されていた在外教育施設（以下この項において「施設」という。）の当該課程を修了した者（当該施設が学校教育法施行規則第九十五条第一号又は第一百五十条第一号の規定により認定された場合において、当該施設の当該課程を認定後に修了した者を除く。）は、それぞれ学校教育法施行規則第九十五条第一号又は第一百五十条第一号に掲げる者とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>2 第一条の規定による改正前の学校教育法施行規則第六十三条第一号又は第六十九条第一号の規定により指定されていた在外教育施設（以下この項において「施設」という。）の当該課程を修了した者（当該施設が第一条の規定による改正後の学校教育法施行規則第六十三条第一号又は第六十九条第一号の規定により認定された場合において、当該施設の当該課程を認定後に修了した者を除く。）は、それぞれ第一條の規定による改正後の学校教育法施行規則第六十三条第一号又は第六十九条第一号に掲げる者とみなす。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 令第二条の文部科学省令で定める各種学校の課程は、機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化学、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量又は経理に関する各種学校の課程及び診療工ツクス線技師、衛生検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭又は保育士の養成を行う各種学校の課程であつて、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。</p> <p>一〇六（略）</p>	<p>第三条 令第二条の文部科学省令で定める各種学校の課程は、機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化学、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量又は経理に関する各種学校の課程及び診療工ツクス線技師、衛生検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭、幼稚園教諭又は保育士の養成を行う各種学校の課程であつて、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。</p> <p>一〇六（略）</p>

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十年文部省令第二十八号）【第三十二条関係】

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		附 則	附 則
第一欄 第二欄 第三欄	第六条又は第十条に規定する科目	第六条又は第十条に規定する科目	第六条又は第十条に規定する科目
	教育の基礎理論に関する科目 幼稚園教諭	この省令による改正前の教育職員免許法施行規則第六条又は第十条に規定する科目	この省令による改正前の教育職員免許法施行規則第六条又は第十条に規定する科目
(移設)	第六条又は第十条に規定する科目	第六条又は第十条に規定する科目	第六条又は第十条に規定する科目
	教育課程一般に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目 保育内容に関する科目	教育の本質及び目標に関する科目 幼稚・児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	教育課程一般に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目 保育内容に関する科目

指導法に関する科目
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目

幼稚園 教諭	高等学 校教諭	中学校 教諭	小学校 教諭	
教育の基礎理論に関する科目	教育の本質及び目標に関する科目	(略)	(略)	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程一般に関する科目 保育内容に関する科目 指導法に関する科目 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目	(略)	(略)	

諭 養
護 教

(略)

諭 養
護 教

(略)

学校教育法等の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づき同法による改正後の学校教育法第五十五条の三の規定を適用しない者を定める省令

(平成十一年文部省令第三十八号) 【第三十三条関係】
(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>学校教育法第八十九条の規定を適用しない者を定める省令</p> <p>学校教育法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十五号）附則第二項の規定に基づき、同法の施行の日（以下「施行日」という。）前に大学に在学し、施行日以後に再び大学に在学することとなつた者のうち、学校教育法第八十九条の規定を適用しない者として文部科学大臣の定める者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法施行規則第一百四十九条各号に規定する者であつて、転学、退学又は卒業した大学に入学した時期が施行日前であるもの</p>	<p>学校教育法等の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づき同法による改正後の学校教育法第五十五条の三の規定を適用しない者を定める省令</p> <p>学校教育法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十五号）附則第二項の規定に基づき、同法の施行の日（以下「施行日」という。）前に大学に在学し、施行日以後に再び大学に在学することとなつた者のうち、同法による改正後の学校教育法第五十五条の三の規定を適用しない者として文部科学大臣の定める者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法施行規則第六十八条の五各号に規定する者であつて、転学、退学又は卒業した大学に入学した時期が施行日前であるもの</p>

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十二年文部省令第二号）【第三十四条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 児童福祉法等の一部を改正する法律による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第四十四条の教護院（旧児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定により指定を受けたものを除く。）において教育を担当する者の職は、学校教育法施行規則第二十条第一号千の児童自立支援施設において教育を担当する者の職とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 児童福祉法等の一部を改正する法律による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第四十四条の教護院（旧児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定により指定を受けたものを除く。）において教育を担当する者の職は、この省令による改正後の学校教育法施行規則第八条第一号千の児童自立支援施設において教育を担当する</p>

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）【第三十五条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（企画官、教科書調査官及び視学官）	（企画官、教科書調査官及び視学官）
第二十二条（略）	第二十二条（略）
2～5（略）	2～5（略）
6 視学官は、命を受けて、初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育をいう。以下同じ。）に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）に当たる。	6 視学官は、命を受けて、初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。）に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）に当たる。
7（略）	7（略）
（教育制度改革室及び学校評価室並びに教員人事管理システム専門官）	（教育制度改革室及び学校評価室並びに教員人事管理システム専門官）
第二十三条（略）	第二十三条（略）
2（略）	2 教育制度改革室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一（略）	一（略）
二 中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属す	二 中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に

るものと除く。)。

三一六 (略)

七 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十五条第一項の規定により教育課程を編成する中学校及び同規則第八十七条第一項の規定により教育課程を編成する高等学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

3 (略)

4 学校評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の学校評価等（教育活動その他の学校運営の状況についての点検及び評価並びにその結果の公表並びに当該状況についての情報の提供をいつ。次号及び第三号において同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

一・三 (略)

5・6 (略)

（特別支援教育企画官、発達障害支援専門官及び特別支援教育調査官）

属するものを除く。)。

三一六 (略)

七 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四条の三第一項の規定により教育課程を編成する中学校及び同規則第五十七条の五第一項の規定により教育課程を編成する高等学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

3 (略)

4 学校評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の学校評価等（教育活動その他の学校運営の状況についての点検及び評価並びにその結果の公表並びに当該状況についての情報の提供をいつ。次号及び第三号において同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

一・三 (略)

5・6 (略)

（特別支援教育企画官、発達障害支援専門官及び特別支援教育調査官）

第二十八条 (略)

3 発達障害支援専門官は、教育上特別の支援を必要とする児童、児童

属するものを除く。)。

第二十八条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 発達障害支援専門官は、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒

及び生徒のうち、発達障害のあるものに対する教育に関する専門的事項についての企画及び立案（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4 特別支援教育調査官は、命を受けて、教育上特別の支援を必要とする児童、児童及び生徒に対する教育に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（国際理解教育専門官、海外子女教育専門官及び外国人児童生徒教育専門官）

第二十九条 国際教育課に、国際理解教育専門官、海外子女教育専門官及び外国人児童生徒教育専門官それぞれ一人を置く。

2 国際理解教育専門官は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における国際理解教育に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

3・4 （略）

及び児童のうち、発達障害のあるものに対する教育に関する専門的事項についての企画及び立案（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4 特別支援教育調査官は、命を受けて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び児童に対する教育に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（国際理解教育専門官、海外子女教育専門官及び外国人児童生徒教育専門官）

第二十九条 国際教育課に、国際理解教育専門官、海外子女教育専門官及び外国人児童生徒教育専門官それぞれ一人を置く。

2 国際理解教育専門官は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園における国際理解教育に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

3・4 （略）

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年文部科学省令第二十一号）【第三十六条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>2 改正後の教育職員免許法施行規則第六条の表備考第十四号及び第十 五号の規定により、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受 ける場合にあつては、教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成 十年法律第九十八号）による改正前の認定課程において修得した教職 に関する科目の単位のうち、第一欄に掲げる科目の単位については、 第一欄に掲げる教職に関する科目の単位とみなすことができる。</p> <p>（表略）</p>	<p>2 改正後の教育職員免許法施行規則第六条の表備考第十四号及び第十 五号の規定により、小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受 ける場合にあつては、教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成 十年法律第九十八号）による改正前の認定課程において修得した教職 に関する科目の単位のうち、第一欄に掲げる科目の単位については、 第一欄に掲げる教職に関する科目の単位とみなすことができる。</p> <p>（表略）</p>

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令（平成十四年文部科学省令第七号）【第三十七条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>2 学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法（昭和二十三年法律第二十六号）第七十三条の三第一項に規定する寮母の職にあつた者は、学校教育法施行規則第二十条第一号ハの規定の適用については、寄宿舎指導員の職にあつた者とみなす。</p>	<p>2 学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法（昭和二十三年法律第二十六号）第七十三条の三第一項に規定する寮母の職にあつた者は、第一条の規定による改正後の学校教育法施行規則第八条第一号ハの規定の適用については、寄宿舎指導員の職にあつた者とみなす。</p>

小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）【第三十八条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（教諭の数等）</p> <p>第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。</p> <p>2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校长若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（教諭の数等）</p> <p>第六条 小学校に置く教諭の数は、一学級当たり一人以上とする。</p> <p>2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3 （略）</p>

中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）【第三十九条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（教諭の数等）</p> <p>第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。</p> <p>2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校长若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（教諭の数等）</p> <p>第六条 中学校に置く教諭の数は、一学級当たり一人以上とする。</p> <p>2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3 （略）</p>

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）【第四十条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（専門職大学院における在学期間の短縮）</p> <p>第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二十二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。</p>	<p>（専門職大学院における在学期間の短縮）</p> <p>第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第六十七条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。</p>
<p>（法科大学院における在学期間の短縮）</p> <p>第二十四条 法科大学院は、第二十二条第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第二百二十二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該</p>	<p>（法科大学院における在学期間の短縮）</p> <p>第二十四条 法科大学院は、第二十二条第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第六十七条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該</p>

位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(教職大学院の課程)

第二十六条 第二条第一項の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とするものであつて、この章の規定に基づくものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、教職大学院とする。

2～4 (略)

(教職大学院の課程)

第二十六条 第二条第一項の専門職学位課程のうち、専ら小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とするものであつて、この章の規定に基づくものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、教職大学院とする。

2～4 (略)

単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）【第四十一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
第十八条	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。
都道府県知事	又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）	、学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。本条及び第十八条において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置会社	、学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。本条及び第十八条において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置会社
都道府県知事（学校設置会社にあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の規定による認定を受	学校設置会社（学校設置会社にあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の規定による認定を受	第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。
第七条の八の三	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。
都道府県知事	又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。本条及び第十七条において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置会社	、学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。本条及び第十七条において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置会社	、学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。本条及び第十七条において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置会社
都道府県知事（学校設置会社にあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の規定による認定を受	学校設置会社（学校設置会社にあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の規定による認定を受	第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第十八条		第六条 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	(略)
都道府県知事		又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）、学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。本条及び第十八条において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置非営利法人	けた地方公共団体の長。次条及び第七条において同じ。）
都道府県知事（学校設置非営利法人にあ		又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。本条及び第七条において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置非営利法人	けた地方公共団体の長。次条及び第十四条において同じ。）

第七条の二		第六条 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	(略)
都道府県知事		又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。本条及び第七条において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置非営利法人	けた地方公共団体の長。次条及び第十四条において同じ。）
都道府県知事（学校設置非営利法人にあ		又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。本条及び第七条において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置非営利法人	けた地方公共団体の長。次条及び第十四条において同じ。）

つては、構造改革特別区域法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。次条及び第二十七条において同じ。)

(略)

つては、構造改革特別区域法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。次条及び第十四条において同じ。)

(略)

文部科学省関係構造改革特別区域法第一條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令

(平成十五年文部科学省令第十八号) 【第四十二条関係】
(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(学校教育法施行規則の特例)</p> <p>第二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の高等学校又は中等教育学校の後期課程において、当該構造改革特別区域の特性を生かした国際理解の促進等のために教育上特に配慮が必要な事情があると認めて構造改革特別区域法（以下「法」という。）第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条の規定による認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十三条第二項（同規則第一百十三条规定第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、当該構造改革特別区域内の高等学校又は中等教育学校の校長は、同規則第九十三条第一項（同規則第一百十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により外国の高等学校に留学することを許可された生徒について、外國の高等学校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p>	<p>(学校教育法施行規則の特例)</p> <p>第二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の高等学校又は中等教育学校の後期課程において、当該構造改革特別区域の特性を生かした国際理解の促進等のために教育上特に配慮が必要な事情があると認めて構造改革特別区域法（以下「法」という。）第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条の規定による認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十一条の二第二項（同規則第六十五条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、当該構造改革特別区域内の高等学校又は中等教育学校の校長は、同規則第六十一条の二第一項（同規則第六十五条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により外國の高等学校に留学することを許可された生徒について、外國の高等学校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p>

第八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、通信による教育を行う大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百三条に規定する大学であつて、インターネットその他高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を利用して教室等以外の場所で授業を履修させ、及び研究指導を受けさせるものに限る。以下この条において同じ。）の設置、研究科その他の教育研究組織の設置及び収容定員の変更（以下この条において「大学の設置等」という。）を促進する必要があると認めて法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第三十六条第一項第二号及び第三号並びに大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十九条、第二十四条第一項及び第二十九条の規定にかかわらず、大学の設置等を行うことができるものとする。

第八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、通信による教育を行う大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条に規定する大学であつて、インターネットその他高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を利用して教室等以外の場所で授業を履修させ、及び研究指導を受けさせるものに限る。以下この条において同じ。）の設置、研究科その他の教育研究組織の設置及び収容定員の変更（以下この条において「大学の設置等」という。）を促進する必要があると認めて法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第三十六条第一項第二号及び第三号並びに大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十九条、第二十四条第一項及び第二十九条の規定にかかわらず、大学の設置等を行うことができるものとする。

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）【第四十二条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第五条第二項第五号の文部科学省令で定める場合）</p> <p>第二十六条 令第五条第二項第五号の文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・一（略）</p> <p>三 令第三条第七項に規定する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて当該高等学校における教科の一部の履修とみなされる教育を受けているとき。</p>	<p>（令第五条第二項第五号の文部科学省令で定める場合）</p> <p>第二十六条 令第五条第二項第五号の文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・一（略）</p> <p>三 令第三条第七項に規定する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条の二（同法第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて当該高等学校における教科の一部の履修とみなされる教育を受けているとき。</p>

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）【第四十四条関係】

（傍線の部分は改正部分）

			改 正 案	現 行
			（国立大学の附属の学校）	（国立大学の附属の学校）
弘前大学	北海道教育大学 教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、 教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援 学校	国立大学 附属函館幼稚園、附属旭川幼稚園、附属札幌 小学校、附属函館小学校、附属旭川小学校、 附属釧路小学校、附属札幌中学校、附属函館 中学校、附属旭川中学校、附属釧路中学校、 附属特別支援学校	附 属 学 校	第四条 法第二十三条の規定により別表第一の上欄に掲げる国立大学に 附属して設置される幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学 校及び特別支援学校（以下「附属学校」という。）は、それぞれ同表 の下欄に定めるとおりとする。 2・3（略）
弘前大学	北海道教育大学 教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、 教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼 稚園	国立大学 附属札幌小学校、附属函館小学校、附属旭川 小学校、附属釧路小学校、附属札幌中学校、 附属函館中学校、附属旭川中学校、附属釧路 中学校、附属特別支援学校、附属函館幼稚園 、附属旭川幼稚園	附 属 学 校	第四条 法第二十三条の規定により別表第一の上欄に掲げる国立大学に 附属して設置される小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別 支援学校及び幼稚園（以下「附属学校」という。）は、それぞれ同表 の下欄に定めるとおりとする。 2・3（略）

別表第一（第四条関係）

別表第一（第四条関係）

岩手大学	宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学	茨城大学
教育学部附属幼稚園	附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校 附属幼稚園	教育文化学部附属小学校、教育文化学部附属中学校、教育文化学部附属特別支援学校、教育文化学部附属幼稚園	附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校 附属幼稚園	附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校 附属幼稚園	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園
群馬大学	筑波大学	(略)	幼稚園	幼稚園	幼稚園
宇都宮大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属特别支援学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属特别支援学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属特别支援学校、教育学部附属幼稚園

					埼玉大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校
新潟大学	横浜国立大学	お茶の水女子大学	東京工業大学	東京芸術大学	東京大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校
教育人間科学部附属幼稚園、教育人間科学部附属新潟小学校、教育人間科学部附属長岡小学校、教育人間科学部附属新潟中学校、教育人間科学部附属長岡中学校、教育人間科学部	附属幼稚園、附属世田谷小学校、附属小金井小学校、附属大泉小学校、附属竹早小学校、附属世田谷中学校、附属小金井中学校、附属竹早中学校、附属高等学校、附属国際中等教育学校、附属特別支援学校	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

					埼玉大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、 教育学部附属特别支援学校、教育学部附属幼稚园
		千葉大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、 教育学部附属特别支援学校、教育学部附属幼稚园			
	東京大学	(略)				
	東京学芸大学	附属世田谷小学校、附属小金井小学校、附属大泉小学校、附属竹早小学校、附属世田谷中学校、附属小金井中学校、附属竹早中学校、附属高等学校、附属国际中等教育学校、附属特别支援学校、附属幼稚园				
	東京工業大学	(略)				
新潟大学	横浜国立大学	附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属幼稚园	(略)			
教育人間科学部附属新潟小学校、教育人間科学部附属長岡小学校、教育人間科学部附属新潟中学校、教育人間科学部附属長岡中学校、教育人間科学部附属特别支援学校、教育人間						

上越教育大学	附属小学校、附属中学校、附属幼稚園	科学部附属幼稚園
富山大学	人間発達科学部附属小学校、人間発達科学部附属中学校、人間発達科学部附属特別支援学校、人間発達科学部附属幼稚園	
金沢大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属高等学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	
福井大学	教育地域科学部附属小学校、教育地域科学部附属中学校、教育地域科学部附属特別支援学校、教育地域科学部附属幼稚園	
山梨大学	教育人間科学部附属小学校、教育人間科学部附属中学校、教育人間科学部附属特別支援学校、教育人間科学部附属幼稚園	
信州大学	教育学部附属長野小学校、教育学部附属松本小学校、教育学部附属長野中学校、教育学部附属松本中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	
岐阜大学	(略)	
静岡大学	教育学部附属静岡小学校、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属静岡中学校、教育学部附属浜松中学校、教育学部附属島田中学校、	

学校	学部附属島田中学校、教育学部附属特別支援学校	名古屋大学	(略)
愛知教育大学	附属幼稚園、附属名古屋小学校、附属岡崎小学校、附属名古屋中学校、附属岡崎中学校、附属高等学校、附属特別支援学校		
三重大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校		
滋賀大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校		
京都教育大学	附属幼稚園、附属京都小学校、附属桃山小学校、附属京都中学校、附属桃山中学校、附属高等学校、附属特別支援学校		
大阪教育大学	附属幼稚園、附属天王寺小学校、附属平野小学校、附属池田小学校、附属天王寺中学校、附属平野中学校、附属池田中学校、附属高等学校、附属特別支援学校		
兵庫教育大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校		
神戸大学	発達科学部附属幼稚園、発達科学部附属住吉小学校、発達科学部附属明石小学校、発達科		

名古屋大学	愛知教育大学	三重大学	滋賀大学	京都教育大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学
（略）	附属名古屋小学校、附属岡崎小学校、附属名古屋中学校、附属岡崎中学校、附属高等学校 、附属特別支援学校、附属幼稚園	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	附属京都小学校、附属桃山小学校、附属京都中学校、附属桃山中学校、附属高等学校、附属特別支援学校、附属幼稚園	附属天王寺小学校、附属平野小学校、附属池田小学校、附属天王寺中学校、附属平野中学校、附属池田中学校、附属高等学校、附属特別支援学校、附属幼稚園	附属科学部附属住吉小学校、附属幼稚園	明石小学校、発達科学部附属住吉中学校、発達科学部附属幼稚園

学校、発達科学部附属特別支援学校	学部附属住吉中学校、発達科学部附属明石中学校	奈良教育大学	和歌山大学	奈良女子大学	島根大学	鳥取大学	岡山大学	広島大学	山口大学
附属幼稚園、附属小学校、附属中学校 附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育学校 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校 教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校 教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校 教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校 教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校 附属幼稚園、附属三原幼稚園、附属小学校、附属東雲小学校、附属三原小学校、附属中学校、附属東雲中学校、附属三原中学校、附属福山中学校、附属高等学校、附属福山高等学 校 教育学部附属幼稚園、教育学部附属山口小学校、教育学部附属光小学校、教育学部附属山口中学校、教育学部附属光中学校、教育学部 附属特別支援学校	附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育学校 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校 教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校 教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校 教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校 教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校 附属幼稚園、附属三原幼稚園、附属小学校、附属東雲小学校、附属三原小学校、附属中学校、附属東雲中学校、附属三原中学校、附属福山中学校、附属高等学校、附属福山高等学 校 教育学部附属幼稚園、教育学部附属山口小学校、教育学部附属光小学校、教育学部附属山口中学校、教育学部附属光中学校、教育学部 附属特別支援学校	（略）							

奈良教育大学	和歌山大学	奈良女子大学	鳥取大学	島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学
達科学部附属明石中学校、発達科学部附属特別支援学校、発達科学部附属幼稚園	附属小学校、附属中学校、附属幼稚園	附属小学校、附属中等教育学校、附属幼稚園	附属小学校、附属中学校、附属特别支援学校、附属幼稚園	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特别支援学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特别支援学校、教育学部附属幼稚園	附属小学校、附属東雲小学校、附属三原小学校、附属中学校、附属東雲中学校、附属三原中学校、附属福山中学校、附属高等学校、附属福山高等学校、附属幼稚園、附属三原幼稚園	教育学部附属山口小学校、教育学部附属光小学校、教育学部附属山口中学校、教育学部附属光中学校、教育学部附属特别支援学校、教育学部附属幼稚園

					鳴門教育大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特别支援学校 特別支援学校
					香川大学	
					香川大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属高松小学校、教育学部附属坂出小学校、教育学部附属高松中学校、教育学部附属坂出中学校、教育学部附属特别支援学校
					愛媛大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属特别支援学校、農学部附属農業高等学校
					高知大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特别支援学校
					福岡教育大学	附属幼稚園、附属福岡小学校、附属小倉小学校、附属久留米小学校、附属福岡中学校、附属小倉中学校、附属久留米中学校
					佐賀大学	文化教育学部附属幼稚園、文化教育学部附属小学校、文化教育学部附属中学校、文化教育学部附属特别支援学校
					長崎大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特别支援学校
熊本大学						

					鳴門教育大学	附属小学校、附属中学校、附属特别支援学校 附属幼稚園
					香川大学	教育学部附属高松小学校、教育学部附属坂出小学校、教育学部附属高松中学校、教育学部附属坂出中学校、教育学部附属特别支援学校
					愛媛大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属特别支援学校、農学部附属農業高等学校
					高知大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特别支援学校
					福岡教育大学	附属幼稚園、附属福岡小学校、附属小倉小学校、附属久留米小学校、附属福岡中学校、附属小倉中学校、附属久留米中学校
					佐賀大学	文化教育学部附属幼稚園、文化教育学部附属小学校、文化教育学部附属中学校、文化教育学部附属特别支援学校
					長崎大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特别支援学校
熊本大学						

			大分大学	
		宮崎大学		
琉球大学	(略)	鹿児島大学	教育文化学部附属幼稚園、教育文化学部附属小学校、教育文化学部附属中学校、教育文化学部附属特别支援学校	教育福祉科学部附属幼稚園、教育福祉科学部附属小学校、教育福祉科学部附属中学校、教育福祉科学部附属特别支援学校
				教育福祉科学部附属幼稚園、教育福祉科学部附属中学校、教育福祉科学部附属特别支援学校

			大分大学	
		宮崎大学		
琉球大学	(略)	鹿児島大学	教育文化学部附属小学校、教育文化学部附属中学校、教育文化学部附属幼稚園	教育文化学部附属小学校、教育文化学部附属中学校、教育文化学部附属幼稚園
				教育文化学部附属小学校、教育文化学部附属中学校、教育文化学部附属幼稚園

学校教育法第六十九条の四第一項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

(平成十六年文部科学省令第七号) 【第四十五条関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>【題名】</p> <p>学校教育法第六十九条の四第一項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）</p> <p>（法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第一条 学校教育法（以下「法」という。）第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>【題名】</p> <p>学校教育法第六十九条の四第一項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）</p> <p>（法第六十九条の四第一項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第一条 学校教育法（以下「法」という。）第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、法第一百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第一百十条第二項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。</p> <p>一～七（略）</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、法第六十九条の三第二項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行つものとして定められているものとする。</p> <p>一～七（略）</p>
<p>3 第一項に定めるもののほか、法第一百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第一百十条第三項に</p>	<p>3 第一項に定めるもののほか、法第六十九条の三第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第六十九条</p>

規定する細目のうち、同条第一項第一号に關するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一・四（略）

第二条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に關するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に關し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に關し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二・三（略）

四 法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に

の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に關するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一・四（略）

第二条 法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に關するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に關し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第六十九条の三第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に關し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二・三（略）

四 法第六十九条の三第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第六十九条の三第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に

関するものは、次に掲げるものとする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。

一・三（略）

2 前項に定めるもののほか、法第二百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第二百十条第三項に規定する細目のうち、同条第一項第六号に関するものは、認証評価を行つた後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

六号に關するものは、次に掲げるものとする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十二条の五第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとをしていること。

一・三（略）

2 前項に定めるもののほか、法第六十九条の三第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第一項第六号に関するものは、認証評価を行つた後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

細目

第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第二百十条第三項に規定する細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

細目

第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第五十条第三項に規定する細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。

2 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年文部科学省令第十六号）【第四十六条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
区分	（授業料、入学料及び検定料の標準額等）
（略）	第二条 国立大学及び国立大学に附屬して設置される学校（次条第一項に規定するものを除く。）の授業料（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）にあっては、保育料。以下同じ。）の年額（乗船実習科（大学の教育研究組織であつて、商船に関する学部の課程を履修した者で海技士の免許を受けようとするものに対し、乗船実習を行うもの）いう。以下同じ。）にあっては、授業料の総額。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。）及び入学等に係る検定料は、次の表の第一欄に掲げる学校等の区分に応じ、授業料の年額にあつては同表の第二欄に掲げる額を、入学料にあっては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあっては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、特別支援学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。
区分	（授業料、入学料及び検定料の標準額等）
（略）	第二条 国立大学及び国立大学に附屬して設置される学校（次条第一項に規定するものを除く。）の授業料（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）にあっては、保育料。以下同じ。）の年額（乗船実習科（大学の教育研究組織であつて、商船に関する学部の課程を履修した者で海技士の免許を受けようとするものに対し、乗船実習を行うもの）いう。以下同じ。）にあっては、授業料の総額。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。）及び入学等に係る検定料は、次の表の第一欄に掲げる学校等の区分に応じ、授業料の年額にあつては同表の第二欄に掲げる額を、入学料にあっては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあっては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、特別支援学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。
区分	（授業料、入学料及び検定料の標準額等）
（略）	第二条 国立大学及び国立大学に附屬して設置される学校（次条第一項に規定するものを除く。）の授業料（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）にあっては、保育料。以下同じ。）の年額（乗船実習科（大学の教育研究組織であつて、商船に関する学部の課程を履修した者で海技士の免許を受けようとするものに対し、乗船実習を行うもの）いう。以下同じ。）にあっては、授業料の総額。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。）及び入学等に係る検定料は、次の表の第一欄に掲げる学校等の区分に応じ、授業料の年額にあつては同表の第二欄に掲げる額を、入学料にあっては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあっては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、特別支援学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。

短期大学の学科（専攻科を含む。）		高等学校及び中等教育学校の後期課程		特別支援学校の幼稚部		特別支援学校の高等部（専攻科を含む。 以下同じ。）		（削除）		（略）		2・3（略）	
三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	一一五、一〇〇円	七三、一〇〇円	四、八〇〇円	三、六〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一一五、一〇〇円	三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	一八、〇〇〇円
三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	五六、四〇〇円	三一、三〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	二、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	一八、〇〇〇円
三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	九、八〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	一八、〇〇〇円
三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	一八、〇〇〇円

短期大学の学科（専攻科を含む。）		高等学校及び中等教育学校の後期課程		特別支援学校の幼稚部		特別支援学校の高等部（専攻科を含む。 以下同じ。）		（移設）		（略）		2・3（略）	
三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	一一五、一〇〇円	七三、一〇〇円	四、八〇〇円	三、六〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一一五、一〇〇円	三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	一八、〇〇〇円
三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	五六、四〇〇円	三一、三〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	二、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	一八、〇〇〇円
三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	九、八〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	一八、〇〇〇円
三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	三九〇、〇〇〇円	一六九、二〇円	一八、〇〇〇円

(二段階選抜等に係る検定料の標準額)

第四条 (略)

2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合に係る検定料は、第二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあつては同表の中欄に掲げる額を、試験等にあつては同表の下欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区分	抽選による選考等	試験等
幼稚園	七〇〇円	九〇〇円
小学校	(略)	(略)
(削除)	(略)	(略)

(一段階選抜等に係る検定料の標準額)

第四条 (略)

2 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合に係る検定料は、第二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあつては同表の中欄に掲げる額を、試験等にあつては同表の下欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区分	抽選による選考等	試験等
(移設)		
小学校	(略)	(略)
幼稚園	七〇〇円	九〇〇円

附 則
(経過措置)

第一条 (略)

2 平成十六年三月三十一日以前に国立大学法人法等の施行に伴う関係

附 則
(経過措置)

第一条 (略)

2 平成十六年三月三十一日以前に国立大学法人法等の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第二百七十九号）第二条の規定による廃止前の国立学校設置法第三条第一項の表に掲げる大学に附屬して設置された高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は同法第九条に規定する養護学校の幼稚部に在学する者であつて、当該学校等を卒業するため又は当該教育課程を修了するため必要である教育課程の履修を、前項に規定する国立大学に附屬して設置される幼稚園、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の幼稚部若しくは高等部（以下「幼稚園等」という。）において行うこととなる者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成十六年四月一日以後に幼稚園等に転学、編入学又は再入学をする者であつて、前項に規定する者が属することとなる年次に在学する者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、前項の規定によりなお従前の例によることとされた額と同額とする。

3 平成十六年四月一日以後に高等学校等に転学、編入学又は再入学をする者であつて、前項に規定する者が属することとなる年次に在学する者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、前項の規定によりなお従前の例によることとされた額と同額とする。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（教諭の数等）</p> <p>第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつて代えることができる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（教諭の数等）</p> <p>第八条 高等学校に置く教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、教諭の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3 （略）</p>
<p>（養護教諭等）</p> <p>第九条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。</p>	<p>（養護教諭等）</p> <p>第九条 高等学校には、相当数の養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。</p>

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年文部科学省令第四十三号）【第四十八条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 (経過措置)	附 則 (経過措置)

第一条 次の各号の一に該当する者については、学校教育法施行規則第百四十七條の規定にかかるらず、なお従前の例による。

一・二 (略)

第一条 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法施行規則第六十八條の三の規定にかかるらず、なお従前の例による。

一・二 (略)

高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）【第四十九条関係】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（趣旨）	（趣旨）
第一条 学校教育法第九十条第一項の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定のための試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）を行う場合は、この省令の定めるところによる。	第一条 学校教育法第五十六条第一項の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定のための試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）を行う場合は、この省令の定めるところによる。	
	（証明書の交付）	（証明書の交付）
第十条 （略）	第十条 （略）	第十条 （略）
2～4 （略）	2～4 （略）	2～4 （略）
5 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十四条第六号に規定する者がその試験科目の全部について合格点を得た旨の証明を願い出たときは、特別合格証明書を交付する。	5 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条の五第六号に規定する者がその試験科目の全部について合格点を得た旨の証明を願い出たときは、特別合格証明書を交付する。	
6 （略）	6 （略）	6 （略）
	附 則	附 則
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 （略）	第一条 （略）	第一条 （略）
2 第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定	2 第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定	

は、平成十五年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に適用する。

第五条 高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しでは、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

2／4 (略)	(略)	(略)	世界史A（平成六年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。以下同じ。）に係る教育課程に係るものに限る。）
---------	-----	-----	--

は、平成十五年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第六十条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に適用する。

第五条 高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しでは、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

2／4 (略)	(略)	(略)	世界史A（平成六年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第六十条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。以下同じ。）に係る教育課程に係るものに限る。）
---------	-----	-----	---

文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令

(平成十七年文部科学省令第三十一号) 【第五十条関係】
(傍線の部分は改正部分)

改	正	案
別表第一（第三条、第四条関係）	別表第一（第三条、第四条関係）	別表第一（第三条、第四条関係）

現	行
---	---

別表第一（第三条、第四条関係）

法令名	条項
（略）	（略）

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	第二十八条第一項（第一百八十八条及び第二百九十条において準用する場合を含む。）
---------------------------	---

別表第一（第五条 第七条関係）

法令名	条項
（略）	（略）

別表第一（第五条 第七条関係）

法令名	条項
（略）	（略）

学校教育法施行規則

第二十四条

別表第一（第五条 第七条関係）

法令名	条項
（略）	（略）

学校教育法施行規則

第十一條の三

(略)

別表第四（第十条、第十一條関係）

法令名	条項
学校教育法施行規則 （略）	第十四條第一項及び第二項

(略)

別表第四（第十条、第十一條関係）

法令名	条項
学校教育法施行規則 （略）	第十一條の三第一項及び第二項

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年文部科学省令第十一号）【第五十一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（助教授の在職に関する経過措置）</p> <p>第二条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。</p> <p>一 学校教育法施行規則第十七条第一号□</p> <p>二 五 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（助教授の在職に関する経過措置）</p> <p>第二条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。</p> <p>一 学校教育法施行規則第八条第一号□</p> <p>二 五 （略）</p>

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年文部科学省令第三十一号）【第五十一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>4 改正法附則第五条第一項の規定により同項に規定する新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、当該者が修得した特殊教育に関する科目の単位は、それぞれ前項の規定の例により特別支援教育領域に関する各相当の科目の単位とみなして、これを新免許法別表第七の規定により免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算するものとする。幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受けている者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けようと/orの場合も、これと同様とする。</p>	<p>4 改正法附則第五条第一項の規定により同項に規定する新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、当該者が修得した特殊教育に関する科目の単位は、それぞれ前項の規定の例により特別支援教育領域に関する各相当の科目の単位とみなして、これを新免許法別表第七の規定により免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算するものとする。小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を受けている者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けようと/orの場合も、これと同様とする。</p>

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省令の整備等に関する省令（平成十九年文部科学省令第五号）【第五十三条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（学校教育法施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行前に改正法第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校（以下「旧盲学校等」という。）に在学していた者に対する学校教育法施行規則第一百五十四条第一号の規定の適用については、その者は、改正法第一条の規定による改正後の学校教育法第一条に規定する特別支援学校に在学していた者とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>（学校教育法施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行前に改正法第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校（以下「旧盲学校等」という。）に在学していた者に対する「」の省令第一条の規定による改正後の学校教育法施行規則（第三項において「新学校教育法施行規則」という。）第六十九条の五第一号の規定の適用については、その者は、改正法第一条の規定による改正後の学校教育法第一条に規定する特別支援学校に在学していた者とみなす。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 この省令の施行前に旧盲学校等において単位を修得した者に対する学校教育法施行規則第二百三十五条第五項において読み替えて準用する同令第九十七条の規定の適用については、当該単位は、当該旧盲学校等が改正法附則第二条第一項の規定によりなるものとされた特別支援学校において修得した単位とみなす。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 この省令の施行前に旧盲学校等において単位を修得した者に対する新学校教育法施行規則第七十三条の十六第五項において読み替えて準用する新学校教育法施行規則第六十三条の三の規定の適用については、当該単位は、当該旧盲学校等が改正法附則第二条第一項の規定によりなるものとされた特別支援学校において修得した単位とみなす。</p>

（教育職員免許法等の一部改正に伴う経過措置）

（教育職員免許法等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 (略)

2~13 (略)

14 旧免許法施行規則第六十九条の三に規定する盲学校、聾学校又は養護学校において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員は、新免許法施行規則第六十九条の三に規定する特別支援学校において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員とみなす。

第三条 (略)

2~13 (略)

14 旧免許法施行規則第六十九条の三に規定する盲学校、聾学校又は養護学校において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員は、新免許法施行規則第六十九条の三に規定する特別支援学校において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員とみなす。

大学設置基準等の一部を改正する省令（平成十九年文部科学省令第二十二号）【第五十四条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（学校教育法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百四十六条中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に、「第十 七条」を「第十七条第一項」に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>（学校教育法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十八条の二中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に、「第 十七条」を「第十七条第一項」に改める。</p>

学校保健法施行規則の一項を改正する命令(平成十九年文部科学省令第111号)【第五十五条関係】

(廻線の部分は改正部分)

改	正	欄	現	行
---	---	---	---	---

学校保健法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)の一項を次の
ものに改正する。

(留)

第四号様式を次のものに改める。

第4号様式(略)(第12条関係)

学校の名称	職員健康診断票
(略)	

第4号様式(略)(第12条関係)

学校の名称	職員健康診断票
(略)	

(注)

1 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。

イ (略)

ロ BMIは次の算式により算出すること。

(略)

(注)

1 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。

イ (略)

ロ BMIは次の算式により算出すること。

(略)

八一又 (略)
2 (略)

八一又 (略)
2 (略)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年文部科学省令第三十八号）【第五十六条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次の ように改正する。</p> <p><u>第一百六十二条を次のように改める。</u></p> <p>第一百六十二条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。</p> <p>大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い 、学生を入学させ及び卒業させることができる。</p>	<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次の ように改正する。</p> <p><u>第五章第二節中第七十条の八の次に次の一条を加える。</u></p> <p><u>第七十条の九</u> 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。</p> <p>大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い 、学生を入学させ及び卒業させることができる。</p>
<p><u>第七十二条第一項中「及び第四十四条」を削り、同条第二項を削る。</u></p>	